

基発0127第2号

平成27年1月27日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

平成26年度全国労災補償課長会議の開催について

標記会議を下記により開催するので、労災補償課長を出席させられたい。

記

- 1 日 時 平成27年2月5日(木) 10時00分～17時15分
- 2 場 所 中央合同庁舎第5号館 専用第15・16会議室(21階)
- 3 議 題 別添 会議次第のとおり

平成26年度全国労災補償課長会議次第

平成 2 7 年 2 月 5 日 (木)

於：中央合同庁舎第5号館

専用第15・16会議室(21階)

議 事	標 題	所要 時間	時 刻
開 会		分	10:00
労 働 基 準 局 長 挨拶		10	10:00 ~ 10:10
労 災 管 理 課 長 説 明	平成27年度予算案の概要等について	15	10:10 ~ 10:25
補 償 課 長 説 明	平成26年度の労災補償行政の現状と今後の対応について	15	10:25 ~ 10:40
労 災 保 険 業 務 課 長 説 明	労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システムの運用と課題等について	15	10:40 ~ 10:55
主任中央労災補償監察官説明	平成26年度中央労災補償業務監察結果について	15	10:55 ~ 11:10
労 災 保 険 財 政 数 理 室 長 説 明	労災保険率の改定等について	10	11:10 ~ 11:20
補償課職業病認定対策室長説明	業務上疾病の認定に係る留意事項について	30	11:20 ~ 11:50
(昼 食)			
補償課労災保険審理室長説明	行政事件争訟に係る留意事項について	20	13:00 ~ 13:20
補償課業務担当補佐説明	労災補償業務の運営に係る留意事項について	70	13:20 ~ 14:30
補償課医療福祉担当補佐説明	労災医療及び社会復帰促進等事業に係る留意事項について	20	14:30 ~ 14:50
質 疑 応 答		10	14:50 ~ 15:00
(閉 会)			15:00
(分 科 会 設 営)		15	15:00 ~ 15:15
分 科 会		120	15:15 ~ 17:15
(分 科 会 閉 会)			17:15

平成26年度全国労災補償課長会議資料

○資料Ⅰ 労災保険業務課長説明資料

資料Ⅰ－1 「マイナンバーの概要」

資料Ⅰ－2 「マイナンバー導入に向けたシステムの改修概要」

○資料Ⅱ 主任中央労災補償監察官説明資料

「平成26年度 中央労災補償業務監察結果報告書」

○資料Ⅲ 労災保険財政数理室長説明資料

資料Ⅲ－1 「労災保険率の改定について」

資料Ⅲ－2 「労務費率表」

資料Ⅲ－3 「労災保険経済概況」

資料Ⅲ－4 「労災保険制度における積立金について」

○資料Ⅳ 補償課職業病認定対策室長説明資料

資料Ⅳ－1 「脳・心臓疾患事案処理状況（平成26年12月末現在）」

資料Ⅳ－2 「精神障害事案処理状況（平成26年12月末現在）」

資料Ⅳ－3 「石綿関連疾患処理状況（平成26年12月末現在）」

○資料Ⅴ 補償課労災保険審理室長説明資料

「審査請求・労災事件訴訟関係統計」

○資料Ⅵ 補償課業務担当補佐説明資料

「平成27年度留意通達（案）」

○資料Ⅶ 補償課医療福祉担当補佐説明資料

資料Ⅶ－1 「労災診療費等における査定件数及び査定金額の推移」

資料Ⅶ－2 「平成21年2月20日付け基労補発第0220003号「労災診療費に係る重点審査について」」

資料Ⅶ－3 「地方厚生局等から受けた指導結果等情報への対応状況」

資料Ⅶ－4 「労災診療費に係る会計検査院指摘額の推移」

労 災 保 険 業 務 課 長
説 明 資 料

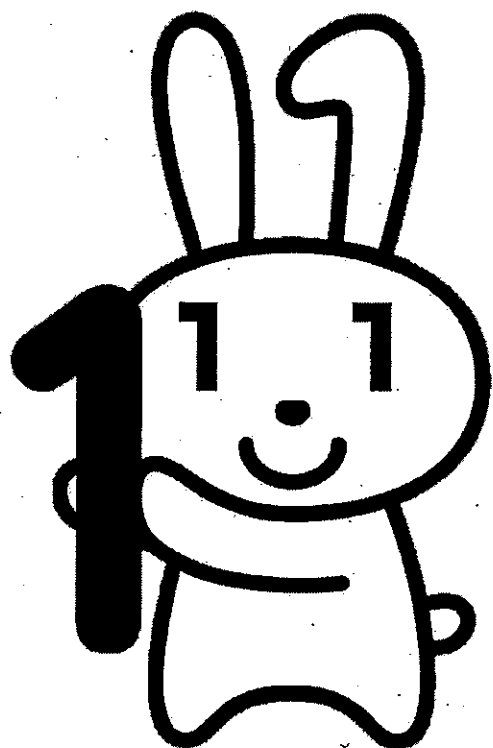
マイナンバーの概要

(抜粋)

マイナンバー

社会保障・税番号制度

概要資料



愛称：マイナちゃん

平成26年11月版

内閣官房 社会保障改革担当室

内閣府 大臣官房 番号制度担当室

社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会



社会保障・税番号制度の仕組み

◎個人に

- ①悉皆性(住民票を有する全員に付番)
- ②唯一無二性(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性(見える番号)
- ④最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「個人番号」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

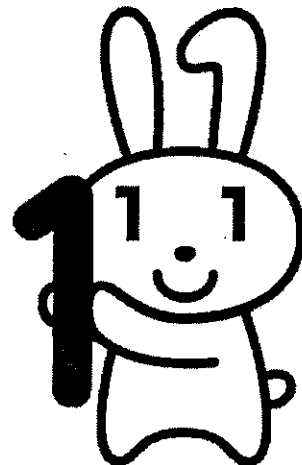
- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

◎個人が自分が自分であることを証明するための仕組み

◎個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み



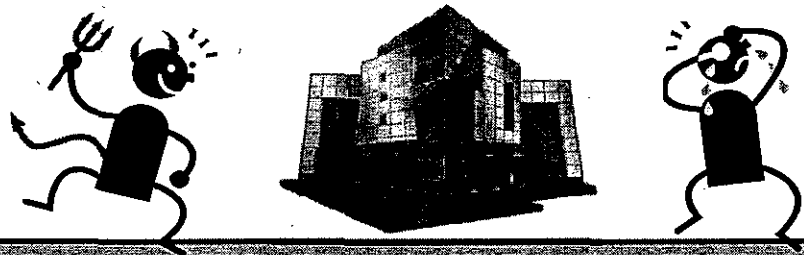
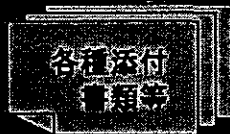
番号制度導入によるメリット～導入前～

住 民



各種手当の申請時に必要となる情報(例)

- ・住民票関係情報(市町村長)
- ・地方税関係情報(市町村長)
- ・障害者関係情報(都道府県知事)
- ・医療保険給付関係情報(医療保険者)
- ・年金給付関係情報(公的年金給付の支給者)



行政機関・地方公共団体等の間や、各団体内部の業務間における情報の連携が不足していること等から、本来給付を受けることができるが未受給となっている者がいる一方で、本来給付を受けることができないにもかかわらず不正に給付を受けている者がいる状況が発生。

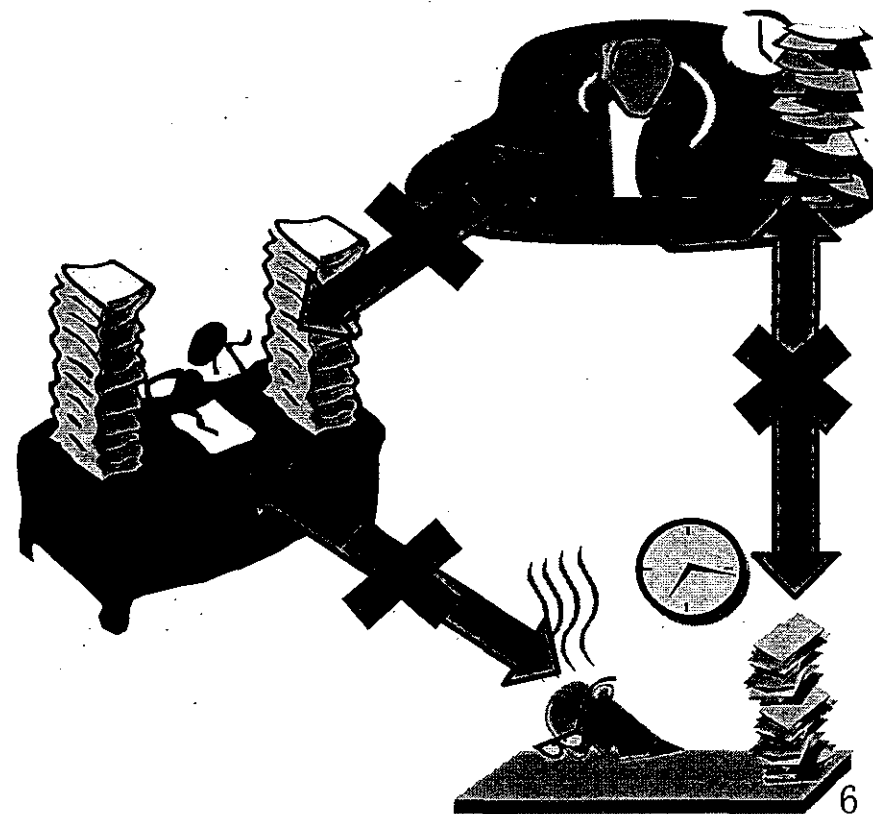
「住民」と「行政」の両者にとって過重な負担

行 政

① 確認作業等に係る業務に多大のコスト

- ・住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から收受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい。
- ・外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、転記・照合・電算入力ミスが発生する可能性。
- ・手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる。

② 業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多い。



番号制度導入によるメリット～導入後～

番号で、こう変わる

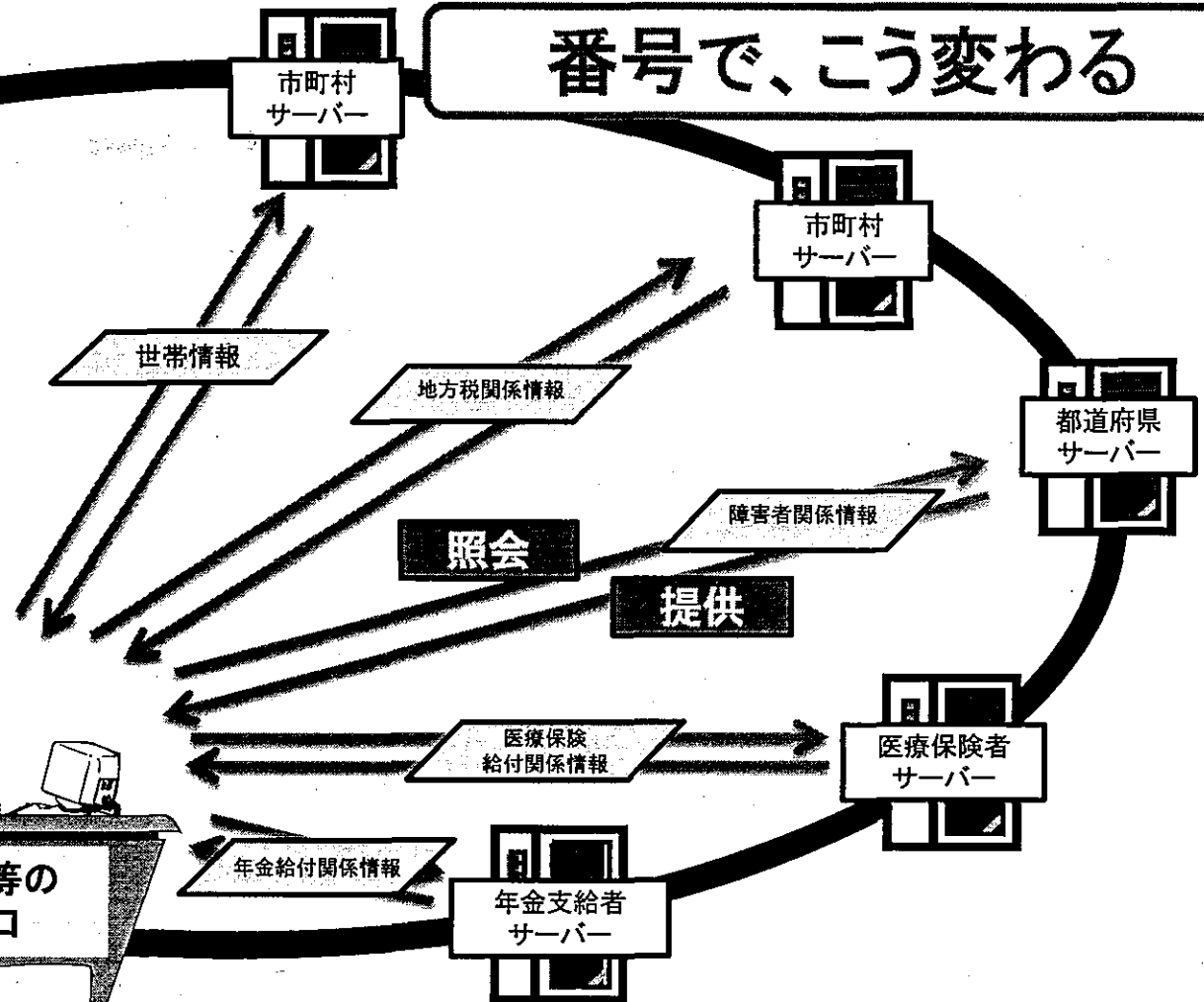
行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、同一人の情報であるということの確認を行うことができ、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援が期待される。

諸手当申請書



社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることとなる。



個人番号・法人番号の付番

個人に付する「個人番号」(マイナンバー)

付番

- 市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。(第7条第1項)
※対象者は住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人。
※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。
※個人番号の桁数は、12桁を予定。

変更

- 市町村長は、個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるときは、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。(第7条第2項)

番号生成機関

- 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ地方公共団体情報システム機構に対し、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、個人番号とすべき番号の生成を求める。(第8条第1項)
- 地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。(第8条第2項)

法人等に付する「法人番号」

付番

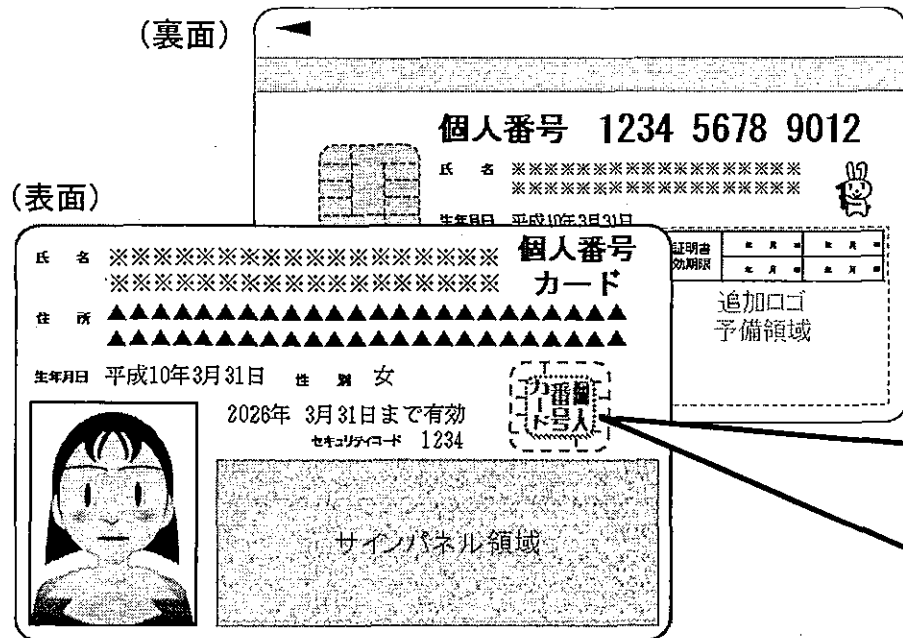
- 国税庁長官は、法人等に対して、法人番号を指定し、通知する。(第58条第1項)
※所管は国税庁。
※法人番号の桁数は、13桁を予定。
- 国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。(第60条)
- 法人番号の付番対象(第58条第1項、第2項)
 - ① 国の機関及び地方公共団体 ② 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人
 - ③ ①②以外の法人又は人格のない社団等で、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの
 - ④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、政令で定める一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの

変更・通知、
検索及び閲覧

- 法人番号は変更不可
- 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知
- 法人番号は官民を問わず様々な用途で利活用
※法人等の基本3情報(商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号)の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ。

個人番号カード

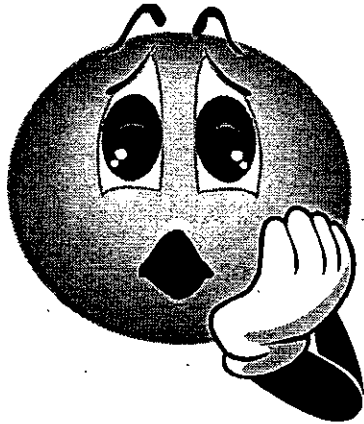
市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。(第17条第1項)



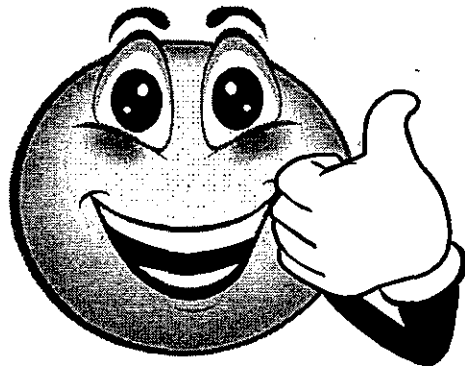
個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される。(第2条第7項)

- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができる。(第18条第1号)
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

個人番号カード(ICチップ)の記録事項



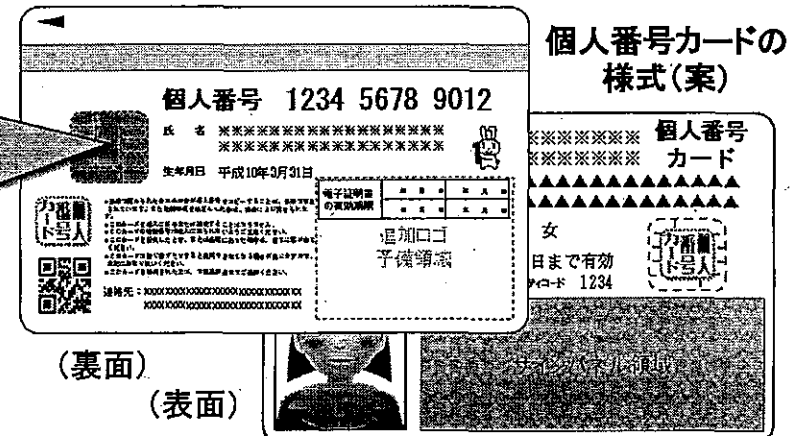
~~個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い
個人情報(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、
本人の写真等)が記録され、個人番号カードを盗まれたり
落としたりしたときに、個人情報が漏れるのではないかと心配。~~



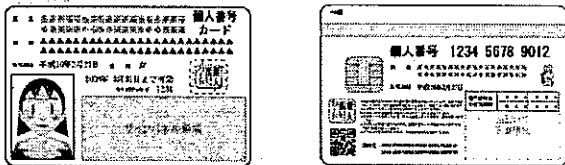
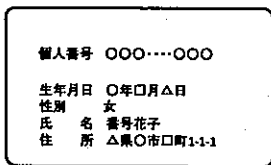
個人番号カード(ICチップ)に、
プライバシー性の高い個人情報は
記録されない。

- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。

- 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定

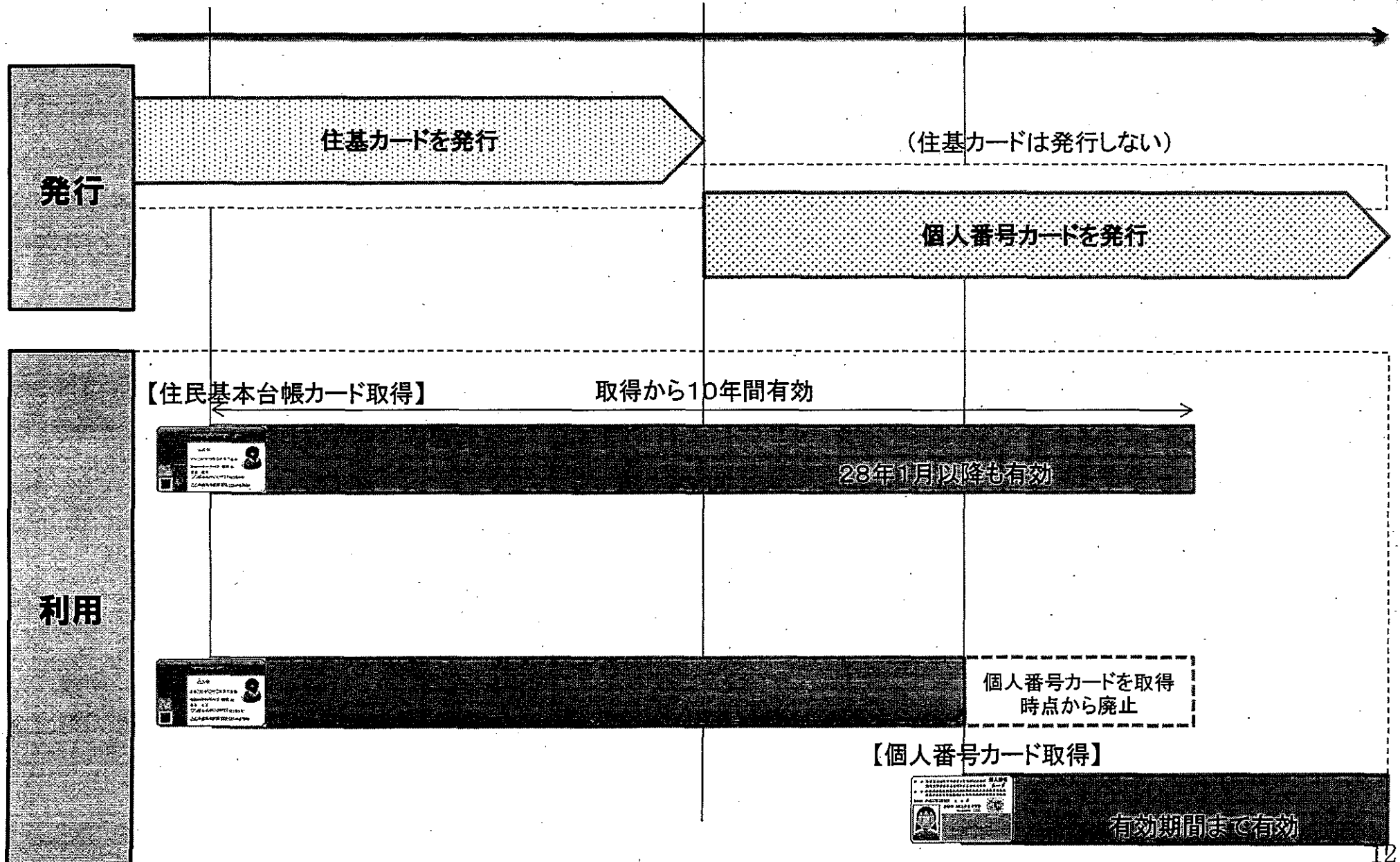


個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制	 表面(案) 裏面(案) ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載	 (案) ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	○即日交付又は窓口で2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務	○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:今後検討 ○交付事務は法定受託事務	○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 利便性	○身分証明書としての利用が中心	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

個人番号カードと住基カードとの関係

平成28年1月



個人番号の利用範囲

別表第一(第9条関係)

社会保障分野

年金分野

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等

労働分野

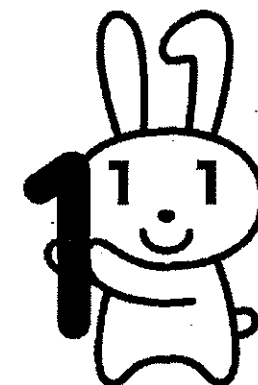
⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等

福祉・医療・その他分野

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等



税分野

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

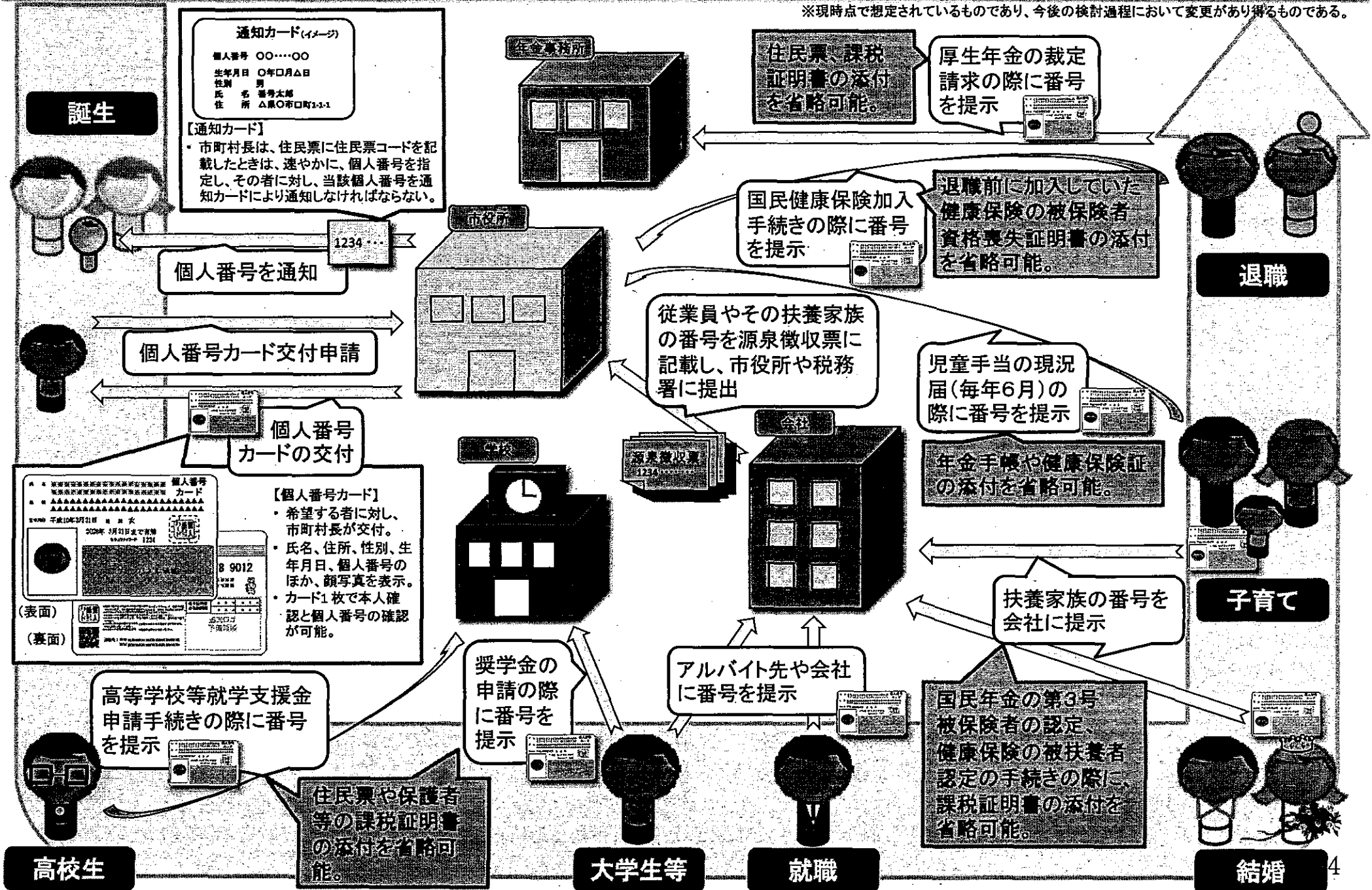
災害対策分野

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。
⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

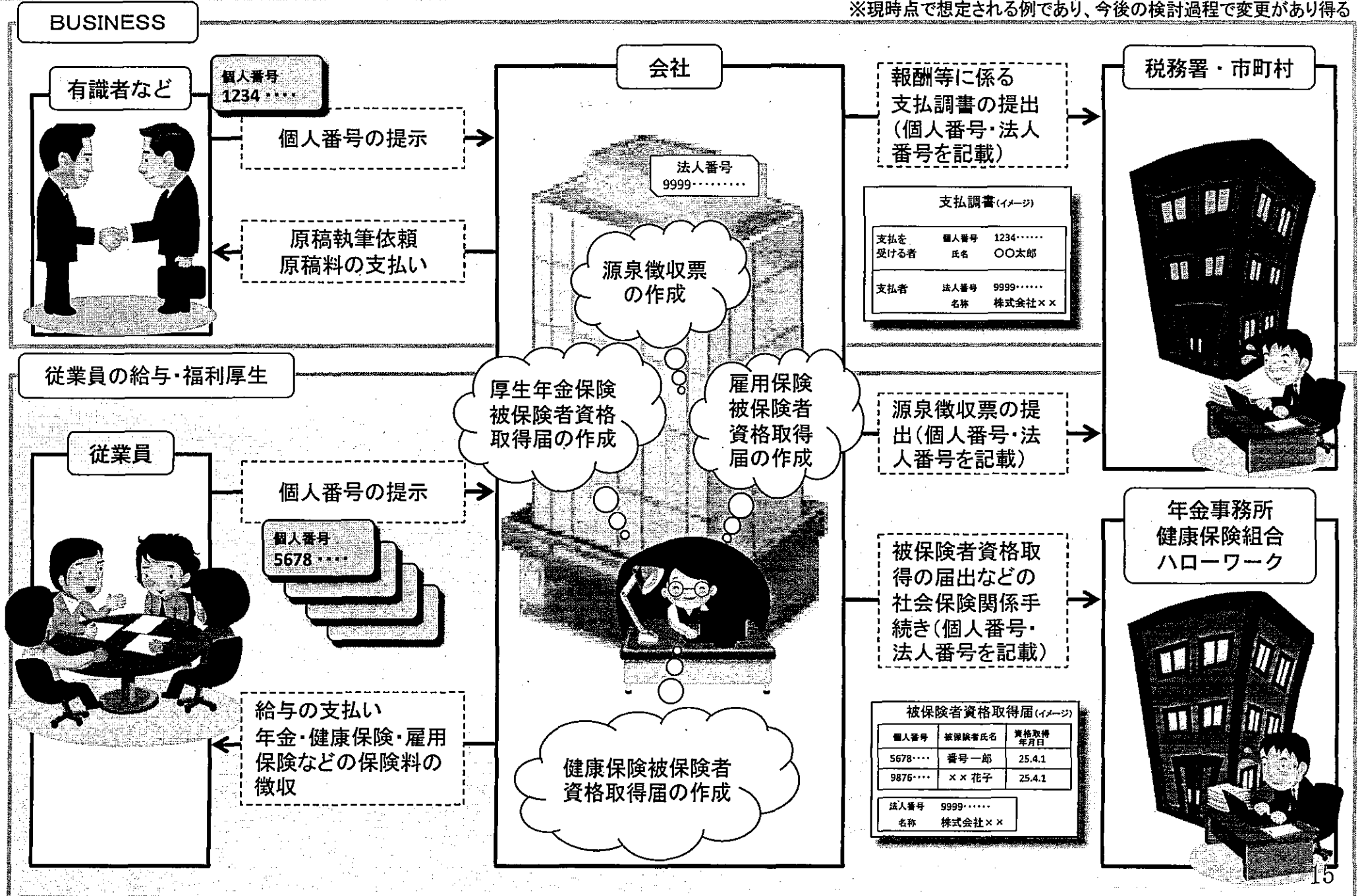
個人番号の利用例について

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものである。



民間企業における番号の利用例

※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る



民間企業における個人番号の利用場面

税分野

○ 個人番号関係事務実施者としてのもの

→税務署に提出する法定調書等に、従業員や株主等の個人番号を記載。

※一般の民間企業(非金融機関)の場合

法定調書	提出者	根拠条文(所得税法)
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払をする者	第226条第1項
退職所得の源泉徴収票	退職手当等の支払をする者	第226条第2項
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金、契約金又は賞金の支払をする者	第225条第1項第3号
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	利益の配当、剰余金の分配又は基金利息の支払をする法人	第225条第1項第2号
不動産の使用料等の支払調書	不動産の使用料等の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号
不動産等の譲受けの対価の支払調書	居住者又は内国法人に対し譲渡対価の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号

社会保障分野

○ 個人番号利用事務実施者としてのもの

→健康保険組合の実施する事務

※別表第一

二 全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
--------------------	--

○ 個人番号関係事務実施者としてのもの

→健康保険、雇用保険、年金などの場面で提出を要する書面に、従業員等の個人番号を記載。

罰則の強化

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、職権を濫用して特定個人情報記録された文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6	委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—		30万以下の罰金	

内閣府におけるマイナンバー広報(平成26年10月時点)

○ホームページでの情報提供

- ・マイナちゃんのマイナンバー解説

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/gaiyou.html>

○ツイッターでの情報発信

https://twitter.com/MyNumber_PR

○ポスターの作成・掲示

- ・地方自治体の窓口や全国の税務署、年金事務所、ハローワーク等で掲示
- ※チラシとして活用可能

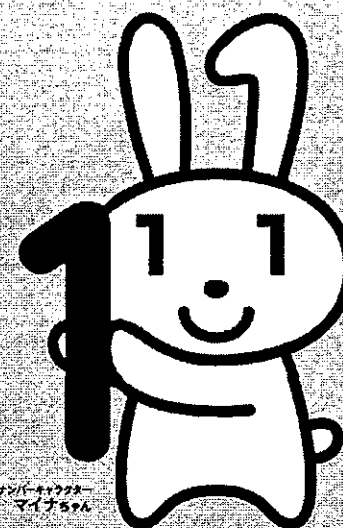
○コールセンターの開設(全国共通ナビダイヤル)

- ・日本語 0570-20-0178 (マイナンバー)
- ・英語 0570-20-0291
- ・土日祝日、年末年始を除く 9:30~17:30

○外国人向け広報

- ・ホームページで英語の情報提供から実施
(今後、英中韓西葡の5か国語で情報提供を実施)

あなたにも、マイナンバー。
はじまります。



平成27年
10月から
マイナンバーを
一人ひとりに
お届けします!

① マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
- ・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民問わず自由に使用できます。

*行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの顔写真撮影が開始される予定です。*外国籍でも住民票のある方は対象となります。

3つのメリット	1 行政の効率化 手続きが正確で 早くなる 行政機関・地方公共団体での作業の無誤が 図られ、手続きがスムーズになります。	2 国民の利便性の向上 面倒な手続きが 簡単に 申請時に必要な証明書類といった 資料の添付を省略できるようになります。	3 平・公正な社会の実現 給付金などの 不正受給の防止 行政機関が国民の所得状況などを把握 しやすくなり、不正受給を防止できます。
---------	---	--	--

マイナンバー制度のお問い合わせは

0570-20-0178

マイナンバー

検索

マイナンバー(個人番号)は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)

2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(10月) (H28年)

2017年
(H29年)

制度構築

平成
二十五年
四月
二十四
日
立
布
日

別表第一、別表第二の
事務、情報を定める
主務省令の制定

政省令等の整備

法人番号の
通知・公表

申告書・法定調書等への法人番号の記載

個人番号カードの交付

順次、個人番号の利用開始

【2016年1月から利用する手続のイメージ】

- 社会保障分野
・年金に関する相談・照会
- 税分野
・申告書、法定調書等への記載
- 災害対策分野
・被災者台帳の作成

情報提供ネットワークシステム、
マイ・ポータルの運用開始

システム
構築

システム
要件定義・調達

調査研究

工程管理支援業務

設計

開発・単体テスト

総合運用テスト

2017年1月より、
国の機関間の
連携から開始し、
2017年7月を目途に、
地方公共団体等との
連携についても開始

個人情報
保護

委員
国会同意

特定個人情報保護
委員会設置
(平成二十六年一月一日)

委員
国会同意

委員
国会同意

委員会規則の制定

情報提供ネットワークシステム等の監査

特定個人情報の取扱いに関する監視・監督

特定個人情報保護評価
指針の作成

特定個人情報保護評価書の受付・承認等

広報

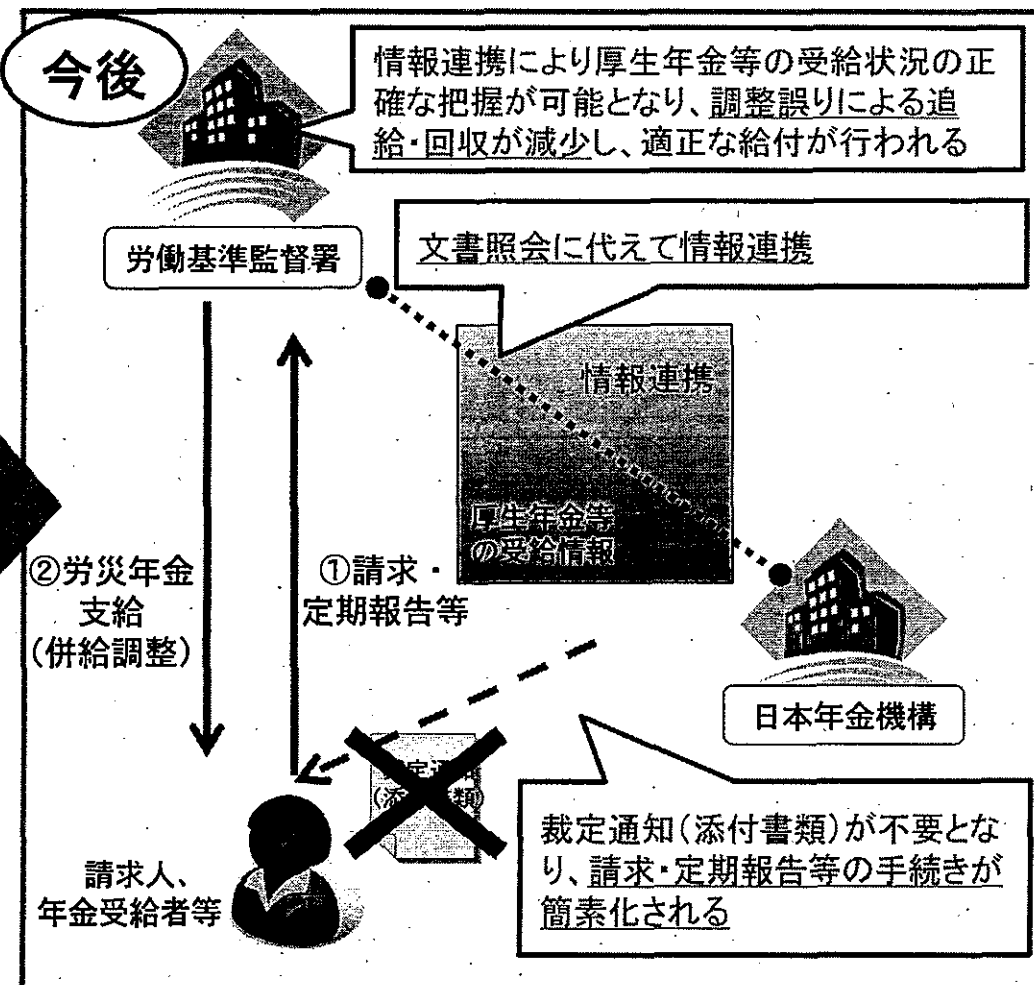
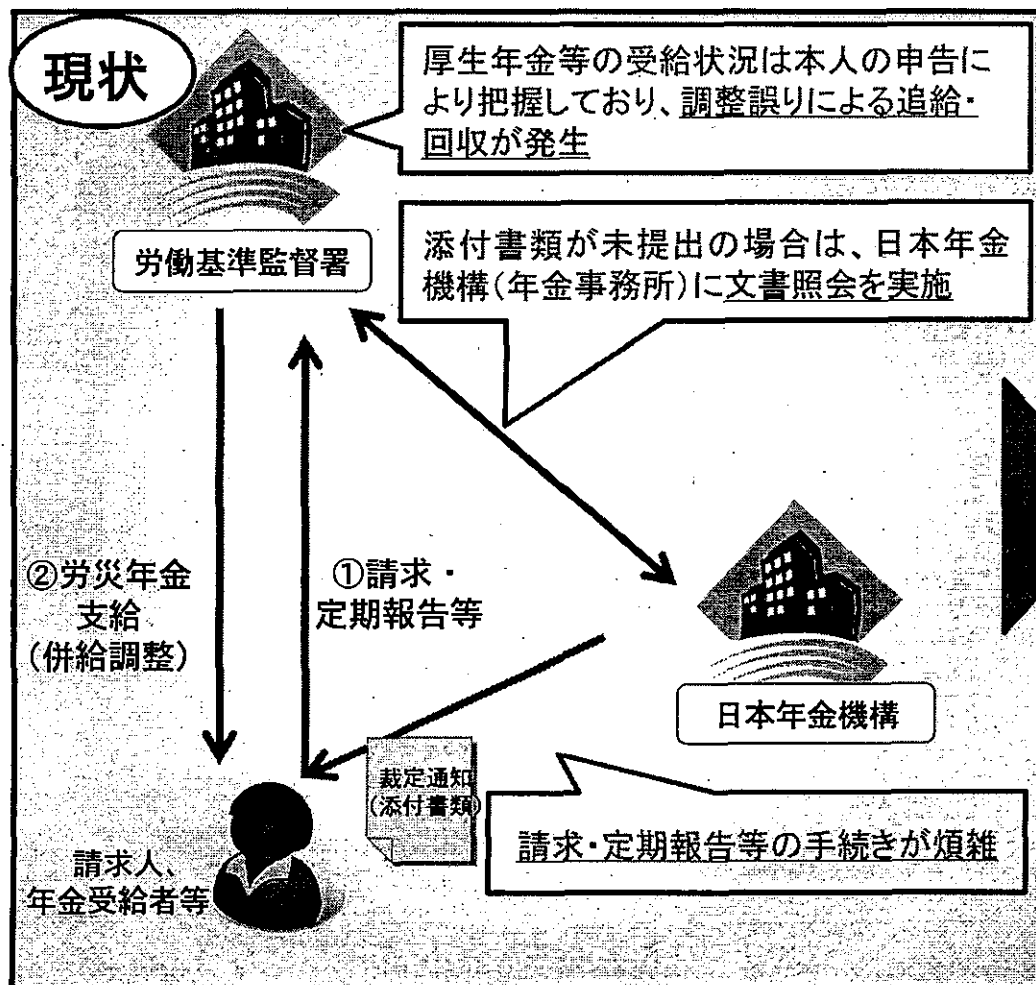
番号制度に関する周知・広報

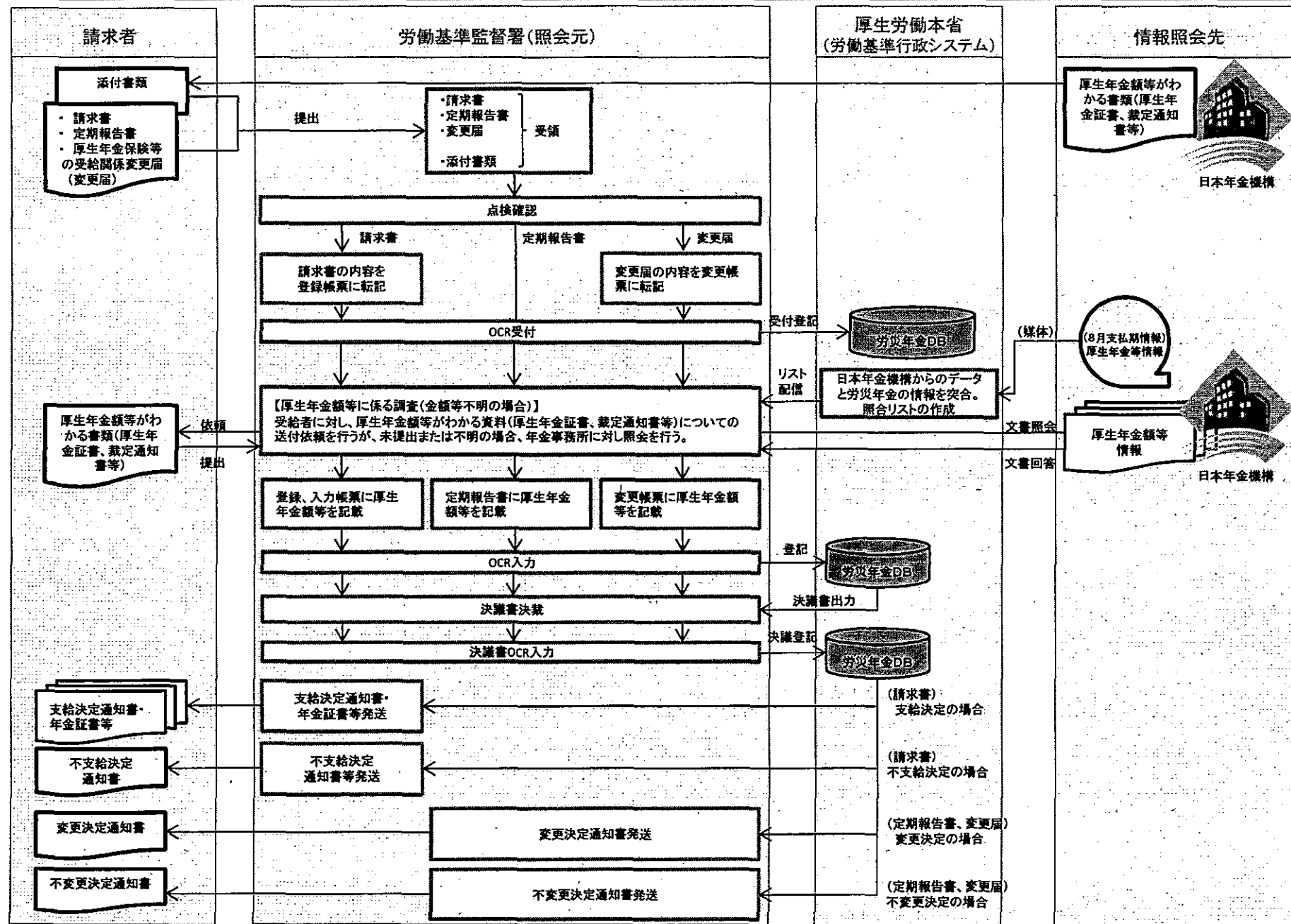
マイナンバー導入に向けた システムの改修概要

1. 番号制度への対応

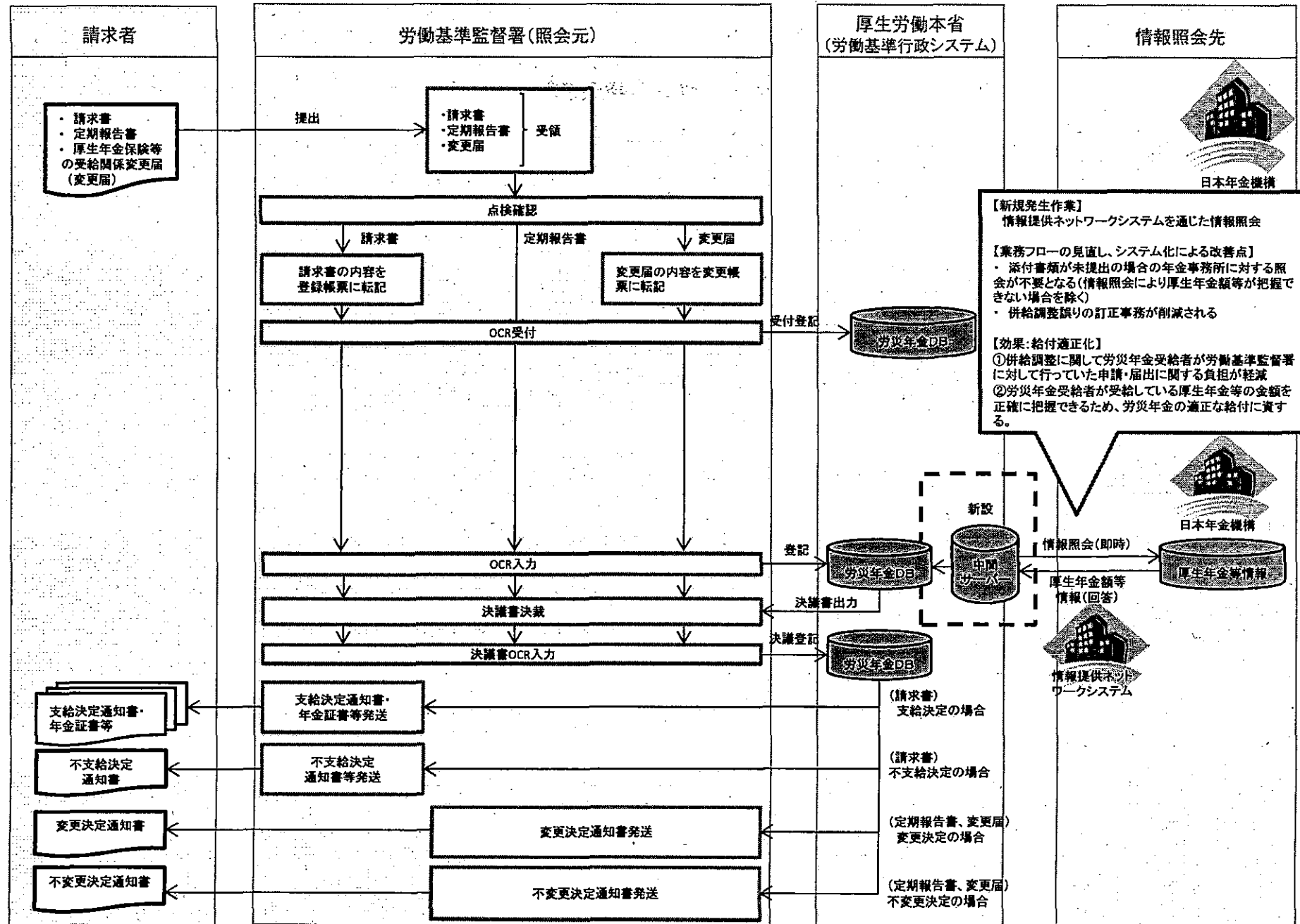
労働基準行政システムにおける番号制度対応は、年金給付を対象として行う。

番号制度の導入後は、労災年金の請求人や労災年金受給者等に関する厚生年金等の受給状況について、本人の申告によらず、労働基準監督署が日本年金機構から情報提供を受けることにより、請求人等の負担を軽減するとともに、適正な労災年金の支給を実現する。



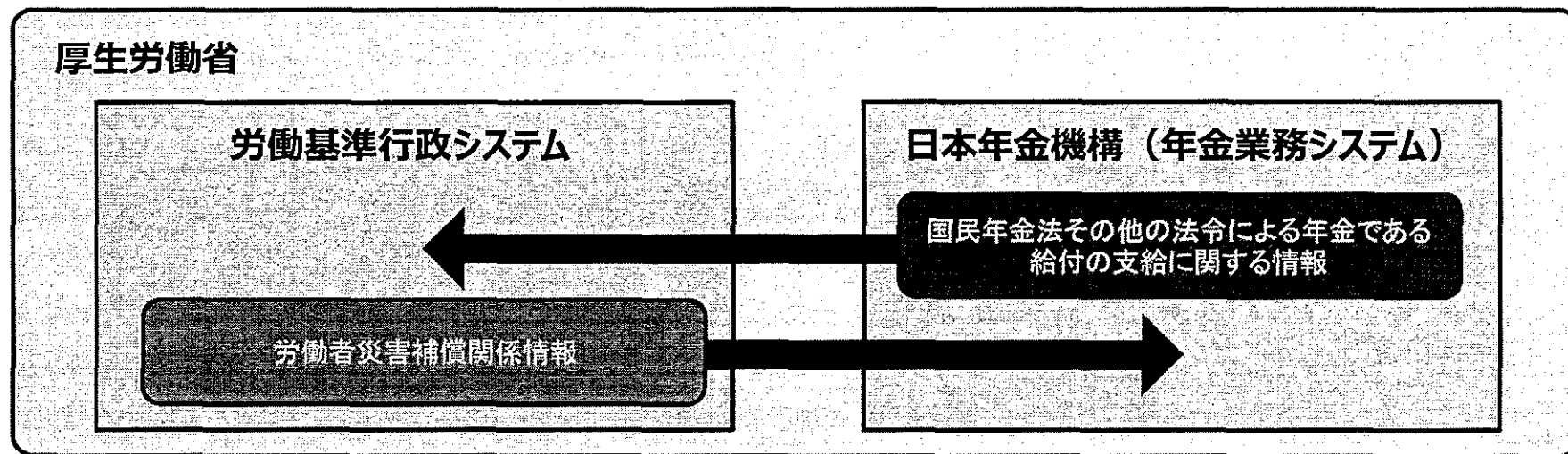


業務フロー 労災年金の請求～厚生年金等との併給調整



2. 個人番号を利用した情報連携の範囲

制度導入時における情報連携の相手先は、日本年金機構のみを想定している。



【別表第二_抜粋資料】労災関連事務一覧

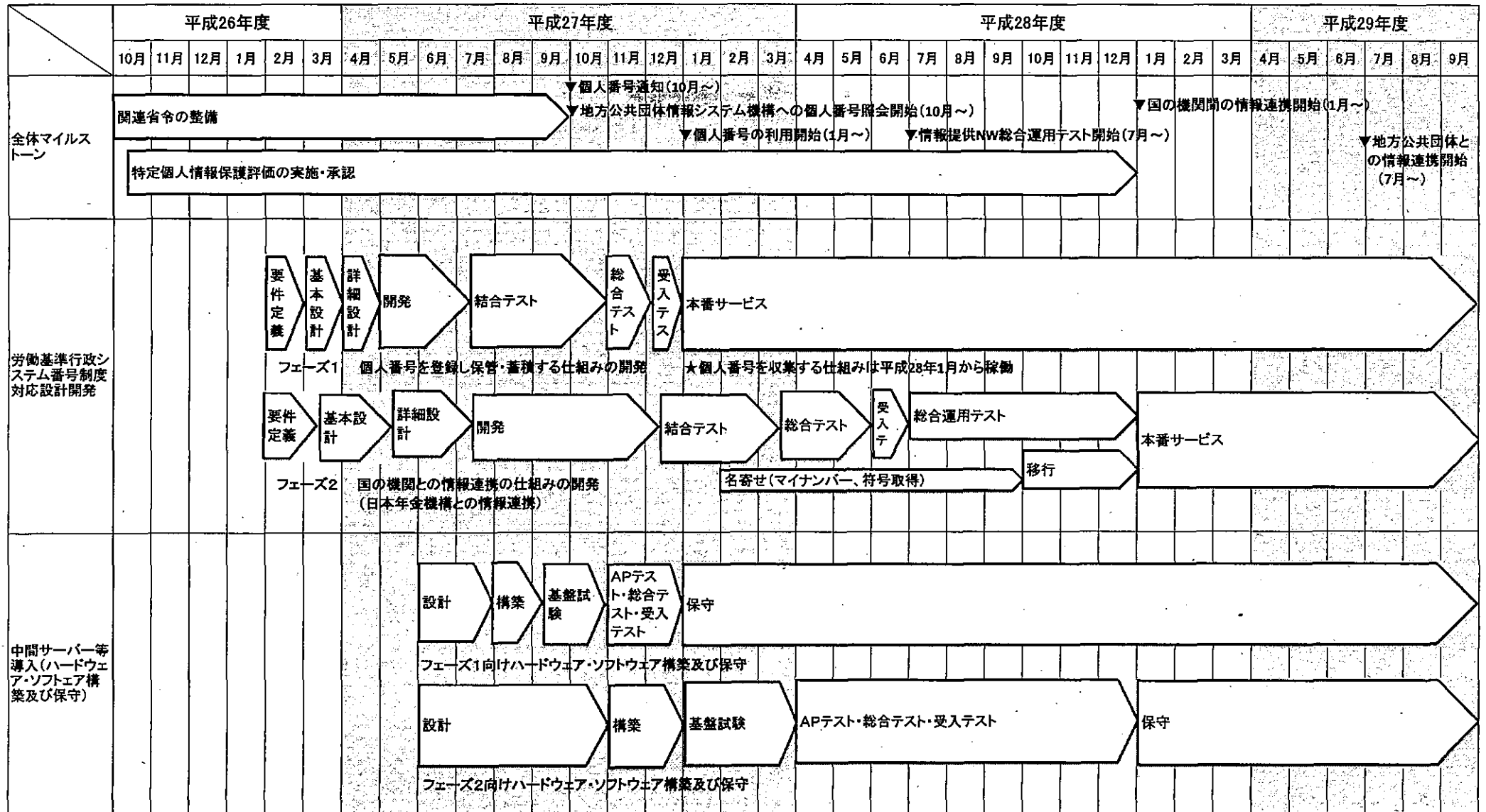
■労災保険の事務において他の情報保有機関の特定個人情報を照会する事務

別表第二 項番	事務	情報提供者		特定個人情報	
		別表第二	想定する相手先	別表第二	想定する情報
7	労働者災害補償保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	日本年金機構	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令に定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の種類、支給額など、労災年金との併給調整に必要な情報

■労災保険の特定個人情報の提供を求める事務

別表第二 項番	事務	情報照会者		特定個人情報	
		別表第二	想定する相手先	別表第二	想定する情報
35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は 共済組合等	日本年金機構	労働者災害補償関係情報	労働者災害補償保険法による年金給付の支給に関する情報 ※ 詳細は調整中
47	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	日本年金機構	労働者災害補償関係情報	労働者災害補償保険法による年金給付の支給に関する情報 ※ 詳細は調整中
107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	日本年金機構	労働者災害補償関係情報	労働者災害補償保険法による年金給付に関する情報 ※ 詳細は調整中

マイナンバー導入に向けたシステム改修スケジュール



主任中央労災補償監察官
説 明 資 料

平成26年度

中央労災補償業務監察結果報告書

厚生労働省労働基準局

目 次

平成26年度 中央労災補償業務監察結果の概要	1
第1 労災保険給付事務の迅速・適正処理	
1 基本的な事務処理の徹底状況	
(1) 署における状況	2
(2) 局における状況	6
2 長期未決事案の処理状況	
(1) 署における事務処理状況	8
(2) 局における事務処理状況	9
3 労災認定事案に関する監督・安全衛生担当部署との連携	10
4 費用徴収及び第三者行為災害に係る事務処理状況	
(1) 費用徴収に係る事務処理状況	10
(2) 第三者行為災害に係る事務処理状況	12
5 石綿関連疾患に係る労災保険制度等の周知と適正な診断状況	
(1) 医療機関等への周知	14
(2) 医療機関に対する労災請求の勧奨依頼等	15
(3) 認定事業場に対する退職労働者等への周知依頼	15
(4) 石綿関連疾患の適正な診断	15
6 不正受給防止対策の実施状況	16
7 特別加入制度の周知	16
8 労災診療費の適正処理状況	
(1) 労災指定医療機関等への実地指導	16
(2) 地方厚生局等からの提供情報の活用	17
9 審査請求事案の処理状況	17
第2 地方労災補償業務監察の状況	
1 監察方針及び監察計画の策定状況	18
2 監察の実施状況	18
3 監察実施後の措置	19
4 監察結果報告書の活用状況	19
第3 職員研修の実施状況	20
平成26年度 中央労災補償業務監察 実施労働局及び労働基準監督署	22

平成26年度 中央労災補償業務監察結果の概要

平成25年度の労災保険給付の新規受給者数は60万人余りとなっており、脳・心臓疾患事案及び石綿関連疾患事案に係る請求件数は前年度比若干の減少となったものの、精神障害事案の請求件数は過去最多となるなど、多岐にわたる調査が必要な事案に係る請求件数は依然として高い水準で推移している。一方、国家公務員の定員削減や行政経費に係る予算の縮減が続くなど、労災補償行政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況となっている。

このような中、労災補償業務を的確に遂行し、被災労働者等に対する迅速かつ公正な保護を図るためには、都道府県労働局(以下「局」という。)と労働基準監督署(以下「署」という。)が連携し、管理者による具体的かつ適切な進行管理の下、効率的かつ計画的な業務の実施を一層徹底し、労災補償行政を巡る状況の変化に即応した業務運営の改善及び推進に努めることが重要である。

このため、平成26年度は各局が策定した労災補償業務実施要領等(以下「局業務実施計画」という。)に基づき、長期未決事案の発生防止と早期解消のために局及び署が実施すべき事項を着実に実施しているか、労災関係書類等のリスク評価に基づく対策等の基本的な事務処理を適正に行っているか、及び第三者行為災害に係る適正な徴収決定とその後の債権管理を適正に実施しているかなどを重点に25局39署に対して実地監察を実施した。

監察の結果、長期未決事案の発生防止とその早期解消については、各局とも署長が担当者等に的確な指示・指導を行っており、さらに局が署に対して適切な指示・支援を行うなど局と署が役割を分担しながら組織的に取り組んでいる状況がみられたものの、局によっては、依然として管理者が初動調査の遅れや調査の未着手等の問題について指示・指導を行っていないなど、的確な進行管理がなされていないことから長期化している事案もみられたところである。

また、リスク評価に基づく外部電磁的記録媒体等の保管や使用に当たっての管理等、一部の局において基本的な事務処理が徹底されていない状況がみられたところである。

さらに、第三者行為災害に係る事務処理についても、一部の局において処理経過簿の定期的な決裁の未実施や局への通知の遅延等、組織的な進行管理が行われずに担当者任せとなっている状況がみられたところである。

今後の行政運営において、より効果的な行政展開を図るため、本年度中央監察の対象になった局はもとより対象とならなかった局においても、労働基準部長を始め局署管理者は、改めてその責務を担う重要性を認識し、自局の取組状況、問題点を検証した上で、改善が必要と認められる場合には、早期かつ確実に改善を図るとともに、改善措置が適正に実施されているかを定期的に検証する必要がある。

第1 労災保険給付事務の迅速・適正処理

1 基本的な事務処理の徹底状況

(1) 署における状況

ア 請求書等の即日又は翌日入力

各署とも、請求書等の即日又は翌日入力の徹底に当たっては、入力前の請求書等の保管場所を特定するとともに、入力担当者を指定し、始業・終業時における入力状況を確認するなどのけん制体制を整備して、これを確実に実施している。

また、請求書等の受付入力がキャンセルされ、当日中に入力ができなかったものについては、保険給付請求書処理簿に記載し、受付入力の漏れ及び遅延の防止を徹底している状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、

【●請求書の入力が遅延している例】

- ① 傷病年金受給者が死亡し、受給者死亡届、遺族年金請求書及び葬祭料請求書が提出されたが、死亡登記処理後の遺族年金請求書等の入力処理を失念し、2か月間請求書の入力が遅延している
- ② 訴訟により確定した事案について、訴訟に係る事由と異なる事由の請求書を受け付けながら5か月間入力が遅延している

【●受付当日に入力できない請求書を処理簿に記載していない例】

受付当日に入力できなかった請求書について、保険給付請求書処理簿に記載していない

【●保険給付請求書処理簿に記載項目が具備されていない例】

保険給付請求書処理簿が受付日ごとの未入力件数のみとなっており、請求人氏名等の必要な項目が具備されていない

【●請求書に受付日付印を押印せずに不備返戻している例】

請求書の不備返戻に係る取扱いにおいて、不備返戻簿に記載しているものの、受付日付印を押印せずに返戻している状況がみられた。

イ 未処理事案リスト等の活用

各署とも、管理者は各種未処理事案リスト等を活用し、受付からの経過期間及び処理状況を確認し、処理の遅延又はそのおそれを認めた場合には、期限を付した具体的な指示を行っている。

また、援護費支給開始メッセージリスト等が配信された場合には、支給申請

書の提出確認を行い、未提出の場合には申請勧奨を行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、

【●署管理者による管理が十分でない例】

- ① 署管理者が配信された各種未処理事案リスト等を決裁していない
- ② 失権差額一時金・未支給年金未処理リストで1か月を超えて未決の事案について、署管理者が期限を付した具体的な指示を行っていない

【●労災就学等援護費の申請勧奨を行っていない例】

援護費支給開始メッセージリスト等に基づき、労災就学等援護費の支給申請の有無を確認し、未申請であることを把握した受給権者について、該当者に対する確認や申請勧奨を行っていない

状況がみられた。

ウ 審査請求等による取消事案の進行管理

審査請求等により取消をされた事案については、入力、審査、支給決定、支払等の事務処理の流れを把握できる表を作成し、進捗状況を組織的に管理するとともに、原則として1か月以内の処理に努めていた。

しかしながら、一部の署においては、

【●事務処理の流れを把握できる表を作成していない例】

審査請求等により取消をされた事案について、署管理者が入力、審査、支給決定、支払等の事務処理の流れを把握できる表を作成せず、組織的な進行管理を行っていない

状況がみられた。

エ リスク評価に基づく書類等の管理

(7) 労災補償業務で使用する外部電磁的記録媒体等

各署とも、医療機関から収集した画像等を収録した外部電磁的記録媒体を管理者又は補助者が施錠できるロッカー等に保管するとともに、管理簿を備え付け、使用状況を適正に管理しており、原則として庁舎外に持ち出さないことを徹底している状況がみられた。また、医療機関から収集した画像等を収録した外部電磁的記録媒体については、労災医員等の専門医への意見依頼又は本省・局・署間の協議の目的のため、庁舎外へ持出しを行わざるを得ない場合には、許可簿を備え付け、管理者の承認を受けていた。

しかしながら、一部の署においては、

【●外部電磁的記録媒体が適正に管理されていない例】

医療機関から収集した画像等を収録した外部電磁的記録媒体を管理簿に記載せずに保管している

【●外部電磁的記録媒体を庁舎外へ持ち出している例】

- ① 庁舎外にて関係者からの聴取書を作成するため、外部電磁的記録媒体を持ち出している
- ② 医療機関から収集した画像等を収録した外部電磁的記録媒体を使用するため、管理者の承認を受けることなく持ち出している

【●モバイルパソコンが適正に保管されていない例】

モバイルパソコンが施錠可能なロッカー等に保管されていない状況がみられた。

(イ) 請求書等の書類

各署とも、請求書や調査結果復命書等の重要度が高い書類等は、業務終了後、職員の机等に保管せず、他の文書と混同すること等がないよう所定の場所に保管し、労災関係書類等の適正な管理を行っている。

また、文書の廃棄に当たっては、誤廃棄を防止するため、管理者又は補助者と担当者との複数名で選別及び廃棄を行っている状況がみられた。

中には、

【○誤廃棄防止に取り組んでいる例】

シュレッダー等により廃棄する文書については、廃棄専用箱に一定期間保管し、管理者が適否を確認した上で廃棄している状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、

【●書類等が適正に保管されていない例】

処理中の請求書類を業務終了後に所定の場所に保管せず、職員の机等に保管している

【●労災関係書類の廃棄が適正に行われていない例】

重要度が高い又は普通の書類を廃棄する場合に、書類等の選別を管理者又は補助者と担当者の複数名で行わずに担当者のみで行っている状況がみられた。

(ウ) 操作カードの管理

各署とも、操作カードの管理に当たっては、操作カード管理者（又は操作カード管理者が指名する者）が施錠可能な金庫等に保管し、適正に管理している状況がみられた。

オ 適正な給付基礎日額の算定の徹底

各署とも、長時間にわたる時間外労働が認められる脳・心臓疾患及び精神障害事案の給付基礎日額の算定に当たっては、賃金債権として確定している未払

いの時間外労働手当分を含めて給付基礎日額を算定している状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、

【●認定した時間外労働時間を考慮していない例】

- ① 署が事実認定した時間外労働時間を考慮することなく、事業場から提出された賃金台帳又は平均賃金算定内訳書により給付基礎日額を算定している
- ② 役職手当等が支給されていることをもって管理監督者に当たるとして、認定した労働時間を考慮せず、かつ、給与規定等を確認することなく給付基礎日額を算定している

状況がみられた。

カ 休業（補償）給付と厚生年金保険等の併給調整

各署とも、休業（補償）給付支給請求書又は請求人からの聴取等により、厚生年金保険等の支給の有無を確認し、調整を行うかどうかを決定している状況がみられた。

キ 請求人等への懇切丁寧な対応

各署とも、請求人を始め窓口での相談等に当たっては、親切でわかりやすく迅速な対応に努めている状況がみられた。

また、請求書受付後3か月を経過した事案については、請求人に処理状況等を説明していた。その後の処理経過を定期的に連絡するとともに、事跡を処理経過簿に記載している状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、

【●処理状況等を説明していない例】

請求書受付後3か月を経過した事案について、請求人に調査の処理状況等を説明していない

状況がみられた。

ク その他の工夫例

適正な事務処理の向上に努めている例として、

【○来署者の相談対応を効率化している例】

労災請求等の相談のための来署者が多いため、順番待ちの間に相談票の記入を依頼して、相談時に相談内容の確認をするなど相談対応を効率化している

【○決裁者別の重点確認項目を設定している例】

労災請求書の種別ごとに、決裁者別の重点確認項目を設定し、確認ポイントを明確化している

状況がみられた。

(2) 局における状況

ア 事務処理の流れの把握

各局とも、労災補償課長は、年度当初に業務ごとの担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成し、労働基準部長に提出するとともに職員に周知徹底し、各業務が適正に実施されているか確認を行っている。

なお、システム化されていない社会復帰促進等事業に係る事務処理については、特に受付から支払等までの状況を定期的に確認することにより、進行管理に配慮している状況がみられた。

中には、

【○健康管理手帳の交付申請事務を一覧表により進行管理している例】

アフターケアに係る健康管理手帳の交付申請事務処理状況を一覧表にして、署への照会・回答日、決定日、交付日、手帳送付日等の処理状況を記載し進行管理を行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、

【●誤認により署への送付が遅延した例】

療養給付受給中の被災者から提出された別災害の療養の給付請求書を指定病院等(変更)届が提出されたものと誤認し、局に保管していたため署への送付が遅延した状況がみられた。

イ 未処理事案リスト等の活用

各局とも、労災システムから配信される未処理事案リスト等を活用し、管理者が定期的に決裁することにより処理状況を把握している。局の所掌する事案の処理の遅延にあつては、早期処理のため期限を付した具体的な指示を行っており、また、署の所掌する事案に対しても、失権差額一時金・未支給年金未処理リスト等において発生から1か月を超えて未決の事案がある場合には、該当署に対して指示・指導を行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、

【●局管理者による期限を付した具体的な指示がない例】

- ① 局管理者が配信された各種未処理事案リスト等を決裁していない
- ② 失権差額一時金・未支給年金未処理リストで1か月を超えて未決になっている事案について、局管理者が定期的に決裁しているものの期限を付した具体的な指示を行っていない

状況がみられた。

ウ リスク評価に基づく書類等の管理

(7) 労災補償業務で使用する外部電磁的記録媒体等

各局とも、医療機関から収集した画像等を収録した外部電磁的記録媒体を管理者又は補助者が施錠できるロッカー等に保管するとともに、管理簿を備え付け、使用状況を適正に管理しており、原則として庁舎外に持ち出さないことを徹底している状況がみられた。また、医療機関から収集した画像等を収録した外部電磁的記録媒体については、労災医員等の専門医への意見依頼又は本省・局・署間の協議に使用するため、庁舎外へ持出しを行わざるを得ない場合には、許可簿を備え付け、管理者の承認を受けていた。

しかしながら、一部の局においては、

【●外部電磁的記録媒体が適正に管理されていない例】

医療機関から収集した画像等を収録した外部電磁的記録媒体を管理簿に記載せずに保管している

【●外部電磁的記録媒体が管理者の承認なく持ち出されている例】

医療機関から収集した画像等を収録した外部電磁的記録媒体を専門医への意見依頼等の目的で使用するため、管理者の承認を受けることなく持ち出している

状況がみられた。

(4) 請求書等の書類

各局とも、請求書等を始め労災関係書類で重要度が高い書類等は、業務終了後、職員の机等に保管せず、他の文書と混同すること等がないよう所定の場所に保管し、労災関係書類等の適正な管理を行っている。

また、文書の廃棄に当たっては、誤廃棄を防止するため、管理者又は補助者と担当者との複数名で選別及び廃棄を行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、

【●書類等が適正に保管されていない例】

処理中の請求書類を業務終了後に所定の場所に保管せず、職員の机等に保管している

【●労災関係書類の廃棄を担当者のみで行っている例】

重要度が高い又は普通の書類を廃棄する場合に、書類等の選別を管理者又は補助者と担当者の複数名で行わずに担当者のみで行っている状況がみられた。

(5) 操作カードの管理

各局とも、操作カードの管理に当たっては、操作カード管理者（又は操作カード管理者が指名する者）が施錠可能な金庫等に保管し、適正に管理している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、

【●操作カード管理者が適正に管理していない例】

管理者の許可を受けることなく操作カードを使用している状況がみられた。

エ その他の事例

【○年度当初に局課長が必要な指導をしている例】

労災補償課長が年度当初に全署に赴き、署に対して労災補償業務処理体制の確保、長期末決事案の新規発生防止と早期解消、個人情報等の管理等について業務指導を行っている

【○労働基準部長が署長からヒアリングを行い必要な指示をしている例】

労働基準部長が年度当初（５月）及び年度末（２月）に直接署長からヒアリングを行うことにより、労災補償業務に係る処理状況を踏まえ、署長の進行管理に関する考え方等を確認し、必要な指示を行っている

【●事業主証明を改めて求めている例】

請求時に事業主証明を拒む事案に関して、実地調査等により事情等を明らかにした上で決定しているものの、業務上と決定する場合において、請求人に対する通知の前に改めて事業主に対して事業主証明の記載を求める手順を各署に行わせている

状況がみられた。

２ 長期末決事案の処理状況

各局とも、本省留意通達を踏まえた局業務実施計画を策定し、長期末決事案の発生防止と早期解消に向けた組織的な取組に努めていた。

また、局は長期末決事案の発生防止と早期解消のため、署長管理事案とならないよう早い時期から署に対して積極的に指示・指導を行い、迅速な処理に努めている状況がみられた。

(１) 署における事務処理状況

各署とも、精神障害事案については、請求書受付後遅滞なく調査計画を策定していた。また、精神障害以外の事案で請求書受付の時点において処理期間が３か月を超えると見込まれる事案及び受付から３か月を経過した事案についても遅滞なく調査計画を策定し、以降毎月、事案検討会において署管理者が処理状況と処

理上の問題点等について確認と検討を行い、その上で期限を付した具体的な指示・指導を行うことにより、長期未決事案の発生防止と早期解消に努めていた。

中には、

【○全事案を早期の段階から署長が進行管理している例】

署長が請求書受付後1か月経過事案から、担当職員別に一覧表により進捗状況を把握し、長期未決事案とならないよう進行管理を行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、

【●調査等が遅延している例】

- ① 精神障害事案について、請求人への申立書の依頼や事業場への調査が請求書受付から1か月経過後の着手となっている
- ② 精神障害事案について、主治医への意見依頼を速やかに行っていない、又は健保への受診歴照会が同意書受領から4か月経過後となっている

【●事案検討会を開催していない例】

請求書受付後3か月以上経過した事案で、調査計画策定後4か月にわたり事案検討会を開催していない

【●進行管理が徹底されていない例】

精神障害事案又は受付後3か月経過した事案について、

- ① 署管理者が事務処理の遅延に対して期限を付した具体的な指示・指導を行っていない
- ② 署管理者が2か月にわたり処理経過簿を決裁していない

状況がみられた。

(2) 局における事務処理状況

各局とも、署から提出された調査計画書、処理経過簿及び関係資料を基に、調査等の処理状況等を踏まえて組織的に検討し、署に対して必要な指示・指導を行っており、局・署の連携により長期未決事案の発生防止及び早期解消に努めていた。

中には、

【○積極的に業務指導を行っている例】

労災補償監察官が長期未処理事案リストを基に、各署の3か月経過事案件数をグラフ化して状況の変化をとらえ、事案が急増した署に赴いて、事案ごとの問題点等を分析した上で調査方法等のきめ細やかな指導を行っている状況がみられた。

3 労災認定事案に関する監督・安全衛生担当部署との連携

局においては、監督・安全衛生担当部署が行う集団指導等の機会をとらえ、脳・心臓疾患及び精神障害に係る認定基準を周知している状況がみられた。

署においては、脳・心臓疾患事案及び精神障害事案に係る労災請求があった場合に、請求書受付後、速やかに監督・安全衛生担当部署への情報提供を行うとともに、①その後の事業場に対する実地調査の検討や実施、②監督・安全衛生担当部署をも含めた署内協議会を開催して署長が中心となつての処理方針の決定など、署内各部署との連携が密に図られている状況がみられた。

また、各署とも長時間にわたる時間外労働が認められる事案について、労働時間を的確に把握するため、監督部署と積極的に連携している状況がみられた。

さらに、各署とも労災認定したすべての精神障害事案について、安全衛生担当部署へ情報提供している状況がみられた。

中には、

【○労災認定に係る調査と監督指導を連携して行っている例】

長時間にわたる時間外労働が疑われる脳・心臓疾患事案等について、初回の事案検討会での署長指示の下に労災認定に係る資料収集等のための事業場訪問と併せて監督官が行う監督指導を連携して行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、

【●他部署への情報提供を行っていない例】

業務上と認定した精神障害事案について、安全衛生担当部署への情報提供を行っていない状況がみられた。

4 費用徴収及び第三者行為災害に係る事務処理状況

(1) 費用徴収に係る事務処理状況

費用徴収に係る事務処理を確実に実施するため、署においては、給付決定を行う際に、労働保険未手続期間中の災害、労働保険料滞納中の災害、あるいは事業主の故意又は重大な過失による災害に該当するか否かを確認し、明らかに費用徴収に該当しない事案を除き、疑いのある事案については遅滞なく局へ報告している状況がみられた。

また、局においては、関係部署との連携の下、死亡・重大災害情報、労働者死傷病報告書提出事業場リスト及び労働保険料滞納事業場リスト等を定期的に入

手し、署からの報告漏れがないか確認するなど、適正な費用徴収の実施に努めていた。

さらに、署からの報告事案の処理については、費用徴収該当の有無の判断、徴収決定までの処理経過及び徴収決定後の債権管理の状況を一覧表にして、局管理者が当該一覧表を定期的に決裁することにより、進捗状況を組織的に管理している状況がみられた。

中には、

【○事務処理要領を策定している例】

費用徴収に係る具体的な事務処理、費用徴収該当の可能性のある事案を漏れなく把握するためのポイント及び事務処理に当たっての留意事項について、局署別に明記し、進行管理のための処理経過表、通知文書、照会文書、決裁様式等の各種様式を示した事務処理要領を策定している

【○費用徴収に係るチェックリストを作成している例】

局において、費用徴収に該当する場合の条件を一覧化したチェックリストを作成し、署が休業請求等の初回請求時に行う費用徴収該当の可能性の判断に活用させている

【○費用徴収に該当する可能性のある事案リストを署に送付している例】

局において、未手続期間中の災害として算定基礎調査の対象となった事案リスト及び死亡・重大災害で費用徴収に該当する可能性のある事案リストを作成し、四半期ごとに署に送付して報告漏れがないか点検させている状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、

【●局への報告が行われていない例】

未手続期間中の災害と認められる費用徴収事案について、局への報告が行われていない状況がみられた。

また、一部の局においては、

【●署からの報告が漏れなく行われているか確認していない例】

費用徴収について、滞納事業場リストや労働者死傷病報告提出事業場リスト等の情報を定期的に把握することにより、署からの報告が漏れなく行われているか確認していない

【●費用徴収該当の有無の判断が遅延している例】

署から保険給付通知書を受けた事案について、特段の事由もなく9か月以上にわたり費用徴収該当の有無を判断していない

【●債権管理計画の策定期間が遅い例】

債権管理計画を年度途中（第2四半期半ば以降）に作成していることから、年度当初から5か月間にわたり納入督促や時効中断措置等の債権管理を行っていない

【●債権管理の進行管理を行っていない例】

局管理者が債権管理を担当者任せにし、組織的な進行管理を行っていない状況がみられた。

(2) 第三者行為災害に係る事務処理状況

ア 求償事務の処理状況

各署とも、第三者行為災害に係る求償事案に該当する可能性のある事案を認めた場合には、初回の保険給付については速やかに、2回目以降の保険給付については四半期ごとに取りまとめて局長あて通知していた。また、求償差し控え該当事案及び第二当事者不明事案についても、四半期ごとに取りまとめて局長あて通知している状況がみられた。

また、各局とも、署からの保険給付（求償権取得・債権発生）通知書に基づき徴収決定を行っており、求償事務を組織的に管理している状況がみられた。中には、

【○処理状況一覧表を工夫して進行管理を行っている例】

署において、第三者行為災害の求償事案に係る労災請求の有無、支払日及び局への保険給付（求償権取得・債権発生）通知の有無等の月ごとの処理状況を事案ごとに見やすく記号化した一覧表を作成し、署管理者がこれを毎月決裁することにより進行管理を行っている

【○署からの通知状況等を一覧表にして進行管理を行っている例】

局において、第三者行為災害の求償事案に係る署からの保険給付（求償権取得・債権発生）通知書を基に、2回目以降の通知状況及び納入告知の状況を一覧表にして、署からの通知漏れ及び納入告知漏れが発生しないよう進行管理を行っている

状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、

【●署管理者が進捗状況を把握していない例】

第三者行為災害に係る処理経過簿を作成していない、又は署管理者が処理経過簿を定期的に確認していない

【●局への通知が遅延している例】

- ① 保険給付（求償権取得・債権発生）通知書について、初回の通知を保険給付を行った月の翌月末日を越えて通知している、又は2回目以降の通知を四半期末の翌月末日を越えて通知している
- ② 求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）を四半期末の翌月末日を越えて通知している

【●第二当事者不明事案を局へ通知していない例】

第二当事者が不明の事案について、局へ通知していない

【●第二当事者不明事案の調査をしていない例】

第二当事者不明として局へ通知した事案について、災害発生後3年間における追跡調査をしていない
状況がみられた。

また、一部の局においては、

【●署からの通知の遅延に対して指導していない例】

署からの保険給付（求償権取得・債権発生）通知書の初回分の通知について、数か月分の保険給付がまとめて行われていることに対して、所定の期日までに通知するよう指導を行っていない

【●求償事務の進行管理を行っていない例】

局管理者が第三者行為災害の求償事務を担当者任せにし、組織的な進行管理を行っていない

【●歳入徴収官の決定が適正でない例】

署からの保険給付（求償権取得・債権発生）通知書に係る歳入徴収官の決定について、以下のとおり適正な事務処理を行っていない

- ① 第一当事者の全面過失（第二当事者無過失）とは認められないものを第三者行為災害に該当しないと決定している
- ② 第二当事者が未成年、無職及び無保険車による事故について、無資力に該当するか否かを調査することなく、無資力として決定している
- ③ 第二当事者が高齢者、酒酔いであることをもって責任能力の有無を調査することなく、第二当事者に責任能力なしと決定している
- ④ 保険会社からの回答が応償不可となっていることのみをもってその後の調整を行わず、否求償事案として決定している
- ⑤ 第二当事者が死亡した場合、相続人に関して調査することなく否求償事案として決定している

【●求償差し控え事案等の処理を行っていない例】

署から通知を受けた求償差し控え事案又は第二当事者不明事案について、債

権の決定決議及び求償権行使の差し控え決定を行っていない状況がみられた。

イ 債権管理の状況

各局とも、債権管理について、債権の収納状況や時効中断措置及び納入督促の実施状況を記載できるリストを添付した債権管理計画を年度当初に策定し、管理者が当該リストを毎月決裁することにより、進捗状況を組織的に管理している状況がみられた。

なお、外部委託による納入督促業務も活用されていた。

中には、

【○処理方針等がわかる一覧表を作成して進行管理を行っている例】

債権ごとの時効中断日、時効までの残月数及び納入督促や督促状送付等の今後の処理方針がわかる一覧表を作成して、進行管理を行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、

【●債権管理計画を策定していない例】

納入督促や時効中断措置等による計画的な債権管理を行うために必要な債権管理計画を策定していない

【●債権管理計画の策定期間が遅い例】

債権管理計画を年度途中（第2四半期半ば以降）に作成していることから、年度当初から5か月間にわたり納入督促や時効中断措置等の債権管理を実施していない

【●債権管理の進行管理を行っていない例】

局管理者が債権管理を担当者任せにし、組織的な進行管理を行っていない状況がみられた。

5 石綿関連疾患に係る労災保険制度等の周知と適正な診断状況

(1) 医療機関等への周知

各局とも、がん診療連携拠点病院等に対しては、石綿関連疾患に罹患されている方への石綿ばく露歴の確認及び業務による石綿ばく露が疑われる場合の労災保険給付の請求勧奨を依頼するとともに、局又は署の労災担当幹部が訪問の上、石綿疾患労災請求指導料の算定について説明していた。

なお、労災指定医療機関に対しては、パンフレット等の資料を送付するとともに、診療費の説明会等が開催される場合には本内容の説明を行っている。

また、幅広い周知を行うため、市町村等へパンフレット等の資料を送付すると

ともに、労災認定等事業場の公表時期等に、市町村広報紙（誌）に石綿関連疾患に係る労災保険制度等の周知についての記事が掲載されるよう広報依頼を実施している。

中には、

【○石綿関連疾患に係る労災保険制度等の周知を関係機関と連携して行っている例】

（独）環境再生保全機構及び産業保健総合支援センターと連携して開催した研修会の機会をとらえ、石綿関連疾患に係る労災保険制度等の周知を行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、

【●がん診療連携拠点病院等に対する訪問による説明を実施していない例】

- ① がん診療連携拠点病院等に対して、石綿関連疾患に係る労災保険制度等の周知を文書送付により依頼するものの、訪問による説明を行っていない
- ② がん診療連携拠点病院等の一部に対して、訪問による説明を行っていない状況がみられた。

(2) 医療機関に対する労災請求の勧奨依頼等

各局とも、業務上の石綿関連疾患（石綿肺を除く。）として認定した事案については、当該診療を行った医療機関から石綿疾患労災請求指導料の請求の有無を確認し、その請求がない場合には、改めて石綿疾患労災請求指導料の請求について説明していた。

しかしながら、一部の局においては、

【●石綿疾患労災請求指導料の請求の有無を確認していない例】

石綿関連疾患に係る労災認定事案の診療を行った医療機関が提出したレセプトについて、石綿疾患労災請求指導料の労災診療費請求の有無を確認していない状況がみられた。

(3) 認定事業場に対する退職労働者等への周知依頼

労災認定等事業場の退職労働者等への周知依頼については、本省から情報提供された各事業場の周知状況等の報告内容を踏まえ、周知等未実施の労災認定等事業場に対して周知等の依頼に努めていたが、中には、退職労働者等への周知依頼について認識のない局もみられた。

(4) 石綿関連疾患の適正な診断

各署とも、石綿関連疾患事案の処理に当たっては、調査実施要領に基づく調査

票を活用し、主治医の診断書だけでなく、良性石綿胸水事案を除き、労災医員等の意見書を徴し、適正な判断に努めていた。

また、良性石綿胸水事案及び主治医の診断に関し労災医員等の意見書において疑義が示されたものについては、石綿確定診断等事業に確定診断の依頼をしており、適切な事務処理が確保されていた。

しかしながら、一部の署においては、

【●労災医員等の意見を徴することなく業務上外の判断を行っている例】

石綿により中皮腫に罹患したとする請求事案について、労災医員等の意見を徴することなく業務上外の判断を行っている状況がみられた。

6 不正受給防止対策の実施状況

不正受給に関し、第三者から投書等の情報を得た場合や請求書の審査段階等で疑義が生じた場合には、署内で組織的に検討し、局との連携を図り実地調査を行うなど、適切に対応している状況がみられた。

中には、

【○迅速かつ的確な実地調査等が着実に刑事告発に結びついている例】

不正受給が疑われる情報等を得た場合、局署が連携を図り、速やかに組織的検討及び実地調査等を行っている結果、近年、刑事告発の実績を上げている状況がみられた。

7 特別加入制度の周知

各局とも、安全衛生担当部署と連携の上、事業主団体等を通じ、あらゆる機会をとらえて特別加入制度の周知に努めていた。また、十分な理解を得た上で加入申請が行われるよう、局課長が直接事業主団体に赴き、リーフレット等による説明をしている局もみられた。

8 労災診療費の適正処理状況

(1) 労災指定医療機関等への実地指導

各局とも、労災診療費の適正払いを確保するため、誤請求の多い労災保険指定医療機関等から実地指導対象を選別した実地指導計画を策定するとともに、計画に沿った実地指導に取り組んでいる状況がみられた。

なお、多くの局において、実地指導の実施時期を主に年度後半に設定していることから、その確実な実施が求められるところである。

(2) 地方厚生局等からの提供情報の活用

指導結果等情報については、各局とも受付簿を整備の上、診療費審査担当者間の情報共有を図り、当該指導結果等の内容が労災診療費の算定においても該当するか、労災請求の有無、請求内容を調査し、返還事由に該当するレセプトがあった場合、回収の要否の判断を行い、回収を行っていた。

施設基準情報については、提供された情報を担当者が閲覧できるように編綴し、レセプト審査の際に活用している状況がみられた。

9 審査請求事案の処理状況

各局とも、労災補償課長が毎月、審査請求処理計画・処理経過簿により、事案ごとの進捗状況を把握し、必要に応じて労災補償監察官等と検討を行った上で、状況に応じた助言を行い、長期未決事案の発生防止と早期解消に努めていた。

また、審査官は、審査請求受理後3か月を経過し決定していない場合には処理状況等を、6か月以上経過した事案を棄却又は却下する場合には当該決定の理由等を、審査請求人に対して説明を行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、

【●審査請求人へ説明を行っていない例】

- ① 審査請求受理後3か月を経過し決定していない場合に、審査請求人に対して処理状況等の説明を行っていない
- ② 審査請求受理後6か月以上経過した事案を棄却又は却下する場合に、決定の理由等の説明を行っていない

【●管理者の助言等を審査請求処理計画・処理経過簿に記載していない例】

審査請求事案に関して行った管理者の助言等の事跡を審査請求処理計画・処理経過簿に記載していない

状況がみられた。

第2 地方労災補償業務監察の状況

1 監察方針及び監察計画の策定状況

各局とも、労働基準部長を始め関係部課室長が中心となって、本省留意通達、中央・地方監察の結果報告及び管内の行政課題等を踏まえた検討を行い、監察方針及び監察計画を年度内に策定していた。

しかしながら、一部の局においては、

【●監察計画策定時において検討が十分でない例】

行政運営方針、局業務実施計画、前年度の中央及び地方監察結果等を踏まえた十分な検討がなされないまま監察方針及び監察計画が前年度と同内容で策定されている

状況がみられた。

2 監察の実施状況

各局とも、監察計画に基づき実地監察等を確実に実施するとともに、机上監察においては証拠書を基に適正な事務処理を確保すべく署に対する指摘・指導を行っており、通信監察においては高額給付や受任者払いを対象として不正受給の発見を主眼として実施していた。

しかしながら、一部の局においては、

【●机上監察及び通信監察の対象月を変更していない例】

机上監察及び通信監察について、不正受給等防止の観点から対象月の変更に係る検討を行わずに毎年同じ月としている

【●通信監察において追跡調査を行っていない例】

通信監察対象とした請求人の居所が不明の事案や回答がなかった事案に対して追跡調査を行っておらず、不正受給の有無の確認に至っていない

状況がみられた。

【参考】中央監察対象局における平成25年度と平成26年度の地方監察の状況（局数）

回数	実地監察		机上監察		通信監察	
	25年度 実施	26年度 計画	25年度 実施	26年度 計画	25年度 実施	26年度 計画
0回	—	—	—	—	—	—
1回	25	25	23	23	25	25
2回	—	—	1	2	—	—
3回	—	—	1	—	—	—

3 監察実施後の措置

各局とも、実地監察の終了後、局長及び関係部課室長に監察結果の概要を速やかに口頭で報告していた。

監察の結果、是正改善を要する事項については関係部課室長との検討を行った上で、文書により是正改善を指示していた。

しかしながら、一部の局においては、

【●実地監察後の口頭報告が行われていない例】

実地監察の終了後、局長及び関係部課室長に監察結果の概要を口頭で報告していない
状況がみられた。

4 監察結果報告書の活用状況

各局とも、地方監察結果を取りまとめ地方監察結果報告書として作成し、局署の職員に周知していた。また、地方監察結果と併せ、中央監察結果報告書の内容と局署の事務処理とを照らし合せて、自局の問題点等について検証の上、改善すべき事項や事務処理の留意点等を、署長会議、署労災担当課長会議等における説明及び各種職員研修での教材として活用していた。

中には、

【○局独自のチェックリストにより確認している例】

地方監察で毎年同様の指摘を繰り返している事項について、局独自のチェックリストを作成し、各署で年2回確認するよう指示している

【○労災補償課長が署に赴き点検結果を検証している例】

中央監察結果に基づくチェックリストによる点検を4月に行い、その後労災補償課長が署に赴き各署の点検結果を検証している
状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、

【●監察結果報告書のとりまとめが遅れている例】

監察結果報告書を年度内にとりまとめているいない
状況がみられた。

第3 職員研修の実施状況

各局とも、労災補償業務の質的向上を図るため計画的な研修の実施、職員相互の知識伝達・経験交流の機会の増大等に取り組み、新任の署管理者を始め労災補償業務に就く職員に対する研修を積極的に実施している状況がみられた。

新任の署長・次長及び労災担当課長に対しては、本省留意通達や中央・地方監察で把握した課題を踏まえて策定した局業務実施計画に基づき、署管理者として実施すべき事項や長期末決事案の発生防止とその解消のための進行管理のあり方等の研修を実施していた。

新任の労働基準監督官等初めて労災補償業務に就く職員に対しては、労災業務のJ Tマニュアル等を活用し、指導教官が訓練・実務の進行管理を行うなど組織的・体系的な実地訓練を実施している状況がみられた。

労災補償業務担当者に対しては、管内状況に応じた課題に関する研修を署の労災補償業務担当者を対象に、専門医や労災精神障害専門調査員等の外部講師による医学的な内容の講義を行うものやグループ討議・課題研究の方式、模擬実習等の実践的な内容を行うものもみられた。また、業間研修として労災担当課長が必要と認めた課題について、調査の方法・手順、聴取調査や障害認定の事務補助での指導のほか情報共有やスキルアップを図る勉強会等を実施していた。

なお、労災保険相談員等非常勤職員に対し、窓口対応に必要な知識、請求書受付・入力の業務等の内容とともに、個人情報保護と情報セキュリティ関係についても研修を実施していた。

中には、

【○新任労災担当者研修をブロック内各局に呼びかけ実施している例】

初めて労災補償業務に従事する労働基準監督官等に対して、局が実施する座学研修をブロック内各局の対象者を受け入れて実施している

【○研修内容を工夫した例】

- ① 労災補償業務の研修について、職員の業務経験に応じて基礎知識の付与から専門的な業務処理までのニーズに即したテーマを設定し、少人数の研修を年間を通じて計画的に実施している
- ② 労働時間調査に役立たせるため、パソコンの起動・終了の動作履歴の取得方法などを内容とする研修を実施している
- ③ 精神障害の模擬事例による調査計画書の作成作業を班別に検討する実践的な研修を行っている
- ④ 模擬聴取による聴取調査の実践的な研修を行っている

⑤ 行政文書の管理に関する研修において、研修内容の理解度を確認するため、問答式チェックシートを活用している

⑥ 義肢製作会社から講師を招き、最近の義肢補装具についての講義を行っている

状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、

【●新任の署長等に対する研修実施時期が遅い例】

新任の署長・次長に対する研修を年度途中（7月）に実施している

【●新任の署管理者に対する研修が十分でない例】

新任の労災担当課長に対して、局署における重点課題、局業務実施計画を踏まえた労災担当課長の役割と事務等について、必要な説明時間を確保していない

【●初めて労災補償業務に就く職員に対する実地訓練が十分でない例】

① 初めて労災補償業務に就く職員に対する実地訓練を実施していない

② 署が実地訓練計画書を作成していない、又は局への報告をしていない

③ 局が実地訓練計画策定に係る実施すべき事項の概要及び留意点を署に対して示すことなく、また、署からの実地訓練計画案について検討・調整することなく、実地訓練を署任せにしている

状況がみられた。

平成26年度 中央労災補償業務監察 実施労働局及び労働基準監督署

労働局名		労働基準監督署名	
01	北海道	函 館	室 蘭
02	青 森	青 森	
05	秋 田	秋 田	大 館
06	山 形	山 形	
08	茨 城	水 戸	
11	埼 玉	さいたま	熊 谷
12	千 葉	船 橋	木更津
13	東 京	中 央	向 島
14	神奈川	横浜北	相模原
18	福 井	福 井	
20	長 野	松 本	
22	静 岡	三 島	富 士
23	愛 知	名古屋北	豊 橋
24	三 重	松 阪	津
27	大 阪	大阪南	西野田
28	兵 庫	神戸西	伊 丹
30	和歌山	和 歌 山	田 辺
33	岡 山	岡 山	倉 敷
35	山 口	下 関	
37	香 川	高 松	
39	高 知	高 知	
41	佐 賀	佐 賀	
43	熊 本	熊 本	
44	大 分	大 分	
46	鹿児島	鹿児島	鹿 屋
計	25局	39署	

労災保険財政数理室長
説明資料

労災保険率の改定（案）の概要

現 行

平均労災保険率 **4.8／1,000** （全業種の平均）
（最低 2.5／1,000 ～ 最高 89／1,000）



改定案

平均労災保険率 **4.7／1,000** （全業種の平均）
（最低 2.5／1,000 ～ 最高 88／1,000）
引上げ：8 業種 据置き：23 業種 引下げ：23 業種

平成元年度以降の改定経過 （単位：1／1,000）

元年度	4 年度	7 年度	10 年度	13 年度	15 年度	18 年度	21 年度	24 年度
10.8	11.2	9.9	9.4	8.5	7.4	7.0	5.4	4.8

料率改定により

年間 278 億円 の負担が軽減される

改定の効果の例

従業員数が 40 人、平均年収が 300 万円である「ガラス又はセメント製造業」（7.5/1,000→5.5/1,000）の場合、年間 24 万円の労災保険料が軽減（90 万円→66 万円）

労災保険率表(案)

(単位: 1/1,000)

業種	料率改定案	現行料率	引上げ・引下げ	
林業	60	60		
海面漁業	19	20	-1	
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	40	-2	
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88		
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20	19	1	※
原油又は天然ガス鉱業	3	5.5	-2.5	
採石業	52	58	-6	
その他の鉱業	26	25	1	※
水力発電、ずい道等新設事業	79	89	-10	
道路新設事業	11	16	-5	
舗装工事業	9	10	-1	
鉄道又は軌道新設事業	9.5	17	-7.5	
建築事業	11	13	-2	
既設建築物設備工事業	15	15		
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	7.5	-1	
その他の建設事業	17	19	-2	
食料品製造業	6	6		
繊維工業又は繊維製品製造業	4.5	4	0.5	※
木材又は木製品製造業	14	13	1	※
パルプ又は紙製造業	7	7.5	-0.5	
印刷又は製本業	3.5	3.5		
化学工業	4.5	5	-0.5	
ガラス又はセメント製造業	5.5	7.5	-2	
コンクリート製造業	13	13		
陶磁器製品製造業	19	19		
その他の窯業又は土石製品製造業	26	26		
金属精錬業	7	6.5	0.5	※
非鉄金属精錬業	6.5	7	-0.5	
金属材料品製造業	5.5	7	-1.5	
鋳物業	18	17	1	※
金属製品製造業又は金属加工業	10	10		
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5		
めっき業	7	7		
機械器具製造業	5.5	5.5		
電気機械器具製造業	3	3		
輸送用機械器具製造業	4	4.5	-0.5	
船舶製造又は修理業	23	23		
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5		
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	4	-0.5	
その他の製造業	6.5	7	-0.5	
交通運輸事業	4.5	4.5		
貨物取扱事業	9	9		
港湾貨物取扱事業	9	11	-2	
港湾荷役業	13	16	-3	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3		
船舶所有者の事業	49	50	-1	
農業又は海面漁業以外の漁業	13	12	1	※
清掃、火葬又はと畜の事業	12	13	-1	
ビルメンテナンス業	5.5	5.5		
倉庫業、養殖業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7	6.5	0.5	※
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5		
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5	3.5		
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5		
その他の各種事業	3	3		

全業種

4.7

4.8

※ 労災保険率の引き上げとなる業種

特別加入保険料率の改定案

一人親方の保険料率(第二種特別加入保険料率)

(単位: 1/1,000)

	設定料率	現行料率	
特1 個人タクシー、個人貨物運送業者	13	14	
特2 建設業の一人親方	19	19	
特3 漁船による自営業者	46	45	※
特4 林業の一人親方	52	52	
特5 医薬品の配置販売業者	7	7	
特6 再生資源取扱業者	14	13	※
特7 船員法第一条に規定する船員が行う事業	49	50	
特8 指定農業機械従事者	3	4	
特9 職場適応訓練受講者	3	4	
特10 金属等の加工、洋食器加工作業	16	15	※
特11 履物等の加工の作業	7	8	
特12 陶磁器製造の作業	17	16	※
特13 動力機械による作業	4	3	※
特14 仏壇、食器の加工の作業	18	18	
特15 事業主団体等委託訓練従事者	3	4	
特16 特定農作業従事者	9	9	
特17 労働組合等常勤役員	4	5	
特18 介護作業従事者	6	7	

海外労働者(第三種特別加入保険料率)

海外で行われる事業に派遣される労働者	3	4
--------------------	---	---

※ 労災保険率の引き上げとなる区分

労 務 費 率 表

(平成27年4月1日改定)

【参考】

事業の種類 の分類	事業の種類	労務費率	平成24～26年 度の労務費率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	18%
	道路新設事業	20%	20%
	舗装工事業	18%	18%
	鉄道又は軌道新設事業	25%	23%
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%	21%
	既設建築物設備工事業	23%	22%
	機械装置の組立て又は据付けの事業		
	組立て又は取付けに関するもの	40%	38%
	その他のもの	22%	21%
	その他の建設事業	24%	23%

※現在は、消費税込みの請負金額に労務費率を乗じたものを用いて、
 労災保険料を算出しているが、平成27年4月1日以降は、消費税を
 含めない請負金額に改定後の労務費率を乗じたものを用いて労災
 保険料を算出することとしている。

労災保険経済概況

(単位:億円)

区 分	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (予算)
① 収 入	11,386	11,610	11,166	11,492	12,160
うち 保 険 料 収 納 額	7,841	8,095	7,447	7,923	8,669
うち 利 子 収 入	1,314	1,329	1,337	1,322	1,320
うち 前年度より受入(支払備金等)	1,998	1,944	1,965	1,978	1,969
② 支 出	12,385	12,686	12,181	11,926	12,646
うち 保 険 給 付 費 等	8,523	8,625	8,616	8,469	8,913
うち 社 会 復 帰 促 進 等 事 業 費	800	918	621	648	684
うち 翌年度への繰越額(支払備金等)	1,944	1,965	1,978	1,969	1,969
決 算 上 の 収 支	△ 999	△ 1,076	△ 1,015	△ 434	△ 486
積 立 金 累 計 額	80,533	79,457	78,442	78,008	77,522

注) 1 労災保険の積立金は、既裁定の労災年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資となる確定的な債務(責任準備金)として積み立てているものである。

(年金受給者数:227,126人(平成25年度))

2 収入には、事業主が負担する労災保険料のほか、積立金等の運用収入、支払備金等の前年度からの受入金等が含まれている。

3 支出には、保険給付費等当年度歳出額のほか、翌年度へ繰越される支払備金等が含まれている。

4 船員保険の統合に伴い、積立金累計額には船員保険積立金移換額(983億円)を加算して計上している。

5 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致していないものがある。

労災保険制度における積立金について

1 労災年金の概要

労災保険には、労災事故に遭われた方やそのご遺族に対して、年金を支給する制度があります。

平成25年度には、約23万の受給者の方々に、総額約4,300億円、1人当たり平均で年額約190万円の年金を支給しました。

労災保険では、将来にわたって確実に年金を支給するため、事業主の方々に納めていただく保険料から必要額を積み立て、年金の原資として保有しています(これを「責任準備金」といいます)。

2 労災保険の積立金の考え方

- (1) 労災保険の年金は、労働災害により障害が残った方、亡くなった方のご遺族等の生活を支えるため、将来にわたって年金を確実に支給する必要があり、その費用は、積立金(責任準備金)で賄っています。
- (2) 労働災害に伴う補償の責任は、事故が発生した業種の事業主集団が負うべきであるという考え方から、年金を支給するための費用は、新規に発生した年金受給者に対する将来給付分全額を、あらかじめ保険料として徴収し、これを積立金(責任準備金)として積み立てています。
- (3) 業種別の労災保険率については、年金の支給実績と(2)の考え方に基づき、過不足が生じないように設定しており、原則として3年ごとに改定しています。
- (4) 年金を支給するために積立金(責任準備金)を保有するには、次の利点があります。
 - ・ 労働災害と関係のない業種、世代の事業主集団に負担をしわ寄せせずに済むことにより、業種間及び世代間の保険料負担の公平が図られます。
 - ・ 労働災害の減少が保険料負担の減少につながり、事業主の災害防止努力を促します。

3 必要な積立金の算定方法

将来にわたって年金を支給するために必要な積立金の額は、次のように算定します※¹。

- (1) 年度末の年金受給者数と残存表※²を基に、次年度以降の各年度について年金受給者数を推計※³
- (2) 1人当たりの年間の平均年金支給額に賃金上昇率を掛けることにより、次年度以降の各年度について1人当たりの平均年金支給額を推計

賃金上昇率: 年1%と仮定
- (3) (1)の人数と(2)の金額を掛けることにより、次年度以降の各年度について年金支給額を算定
- (4) (3)で算定した各年度の支給額を運用利回りで割り引いて合計

運用利回り: 年1.7%と仮定
- (5) 七つの区分※⁴ごとに(1)～(4)の計算を行い、合計した金額が「必要な積立金」

※¹ 詳しくは、「労災保険における必要な積立金の算定方法」をご参照ください。

※² 年金の受給を開始した人々が、経過年数ごとにどのように推移するかをモデル化した表。

※³ 詳しくは、「残存表の見方と年金受給者数の将来推計」をご参照ください。

※⁴ [1]傷病(補償)年金・じん肺 [2]傷病(補償)年金・せき損 [3]傷病(補償)年金・その他 [4]障害(補償)年金(1～3級)
[5]障害(補償)年金(4～7級) [6]遺族(補償)年金 [7]特別遺族年金

この方法で平成25年度末における必要な積立金を算定すると、7兆7,496億円になります。

補償課職業病認定対策室長
説 明 資 料

脳・心臓疾患事案処理状況(平成26年12月末時点)

	局名	請求		決定		支給		不支給	
		H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26
1	北海道	21	30	18	20	7	11	11	9
2	青森	1	5	1	1	0	1	1	0
3	岩手	6	4	4	6	1	4	3	2
4	宮城	21	13	17	3	9	0	8	3
5	秋田	2	4	1	2	1	1	0	1
6	山形	7	3	4	1	2	1	2	0
7	福島	4	4	4	9	3	2	1	7
8	茨城	9	7	8	8	2	5	6	3
9	栃木	5	4	6	4	0	3	6	1
10	群馬	4	8	4	6	1	3	3	3
11	埼玉	41	22	29	22	14	12	15	10
12	千葉	14	24	11	19	8	8	3	11
13	東京	90	85	57	59	26	28	31	31
14	神奈川	41	50	33	35	10	17	23	18
15	新潟	3	6	4	5	1	2	3	3
16	富山	5	1	2	3	1	2	1	1
17	石川	6	3	3	5	3	3	0	2
18	福井	3	3	3	2	3	2	0	0
19	山梨	1	0	0	2	0	1	0	1
20	長野	4	8	1	1	0	1	1	0
21	岐阜	4	2	6	2	2	0	4	2
22	静岡	12	7	12	8	8	7	4	1
23	愛知	26	22	20	19	7	12	13	7
24	三重	4	6	9	7	3	2	6	5
25	滋賀	3	5	13	3	7	3	6	0
26	京都	20	25	8	16	4	10	4	6
27	大阪	70	61	65	57	19	22	46	35
28	兵庫	22	34	18	19	11	7	7	12
29	奈良	5	8	3	4	3	1	0	3
30	和歌山	2	7	2	5	0	3	2	2
31	鳥取	2	3	1	2	1	1	0	1
32	島根	2	1	1	1	1	1	0	0
33	岡山	6	7	9	2	5	1	4	1
34	広島	22	20	15	20	7	14	8	6
35	山口	5	2	4	4	1	2	3	2
36	徳島	6	6	4	5	2	2	2	3
37	香川	10	4	4	4	3	1	1	3
38	愛媛	5	10	11	3	5	0	6	3
39	高知	2	1	3	2	2	1	1	1
40	福岡	26	21	23	18	12	7	11	11
41	佐賀	4	1	4	2	3	0	1	2
42	長崎	4	7	3	4	1	0	2	4
43	熊本	3	8	4	4	1	1	3	3
44	大分	9	1	10	5	2	2	8	3
45	宮崎	3	5	7	4	4	1	3	3
46	鹿児島	10	6	7	6	4	4	3	2
47	沖縄	9	9	4	11	1	3	3	8
	合計	584	573	480	450	211	215	269	235

精神障害事案処理状況(平成26年12月末時点)

	局名	請求		決定		支給		不支給	
		H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26
1	北海道	54	51	27	47	9	19	18	28
2	青森	6	6	3	7	1	5	2	2
3	岩手	12	9	4	11	3	9	1	2
4	宮城	33	28	21	31	10	14	11	17
5	秋田	3	7	3	3	1	0	2	3
6	山形	8	7	3	9	2	6	1	3
7	福島	19	11	12	10	5	4	7	6
8	茨城	19	18	15	17	5	6	10	11
9	栃木	7	6	2	4	1	1	1	3
10	群馬	9	16	6	13	1	5	5	8
11	埼玉	29	38	22	28	6	8	16	20
12	千葉	32	37	29	26	10	12	19	14
13	東京	194	201	139	167	50	69	89	98
14	神奈川	110	101	59	81	18	24	41	57
15	新潟	10	19	13	9	4	4	9	5
16	富山	5	6	5	4	5	0	0	4
17	石川	7	4	3	5	1	2	2	3
18	福井	9	5	1	12	0	5	1	7
19	山梨	7	9	7	3	4	2	3	1
20	長野	10	15	13	11	8	4	5	7
21	岐阜	16	15	13	11	6	5	7	6
22	静岡	26	19	14	24	5	9	9	15
23	愛知	43	53	39	32	8	10	31	22
24	三重	7	13	10	9	2	4	8	5
25	滋賀	6	10	6	4	3	3	3	1
26	京都	27	48	23	32	7	11	16	21
27	大阪	112	100	89	92	32	28	57	64
28	兵庫	56	63	42	44	22	14	20	30
29	奈良	11	14	10	7	3	1	7	6
30	和歌山	4	4	4	3	0	2	4	1
31	鳥取	5	3	2	1	2	0	0	1
32	島根	3	3	1	4	0	1	1	3
33	岡山	17	10	9	11	1	5	8	6
34	広島	40	30	19	25	9	7	10	18
35	山口	9	15	9	8	4	5	5	3
36	徳島	5	2	3	6	2	0	1	6
37	香川	4	5	1	4	0	3	1	1
38	愛媛	13	13	8	10	4	2	4	8
39	高知	5	7	12	4	6	2	6	2
40	福岡	40	45	55	19	22	8	33	11
41	佐賀	4	8	7	4	4	1	3	3
42	長崎	13	17	7	10	2	4	5	6
43	熊本	8	15	8	7	2	3	6	4
44	大分	5	13	3	8	2	3	1	5
45	宮崎	7	11	6	6	3	0	3	6
46	鹿児島	6	13	6	11	3	4	3	7
47	沖縄	6	16	1	8	1	2	0	6
	合計	1081	1159	794	902	299	336	495	566

石綿関連疾患処理状況(労災法)

(4月1日～12月末日まで)

局名	請求		決定		支給		不支給		石綿肺(支給)	
	H25年	H26年	H25年	H26年	H25年	H26年	H25年	H26年	H25年	H26年
北海道	50	51	44	48	37	43	7	5	1	1
青森	4	2	4	3	4	3				
岩手	4	2	1	3	1	3			1	
宮城	15	13	10	14	9	14	1			1
秋田	1		3		2		1			
山形	7	4	1	11	1	11				
福島	8	4	7	8	7	6		2	1	
茨城	10	9	15	8	15	8				1
栃木	2	3	3		3				1	
群馬	2	2	1	3	1	2		1		
埼玉	37	19	37	31	31	24	6	7	1	1
千葉	33	16	31	20	28	19	3	1		1
東京	91	92	77	82	74	80	3	2	13	15
神奈川	74	84	64	75	62	66	2	9	4	4
新潟	8	7	10	6	9	6	1			
富山	9	7	6	9	5	8	1	1		
石川	6	5	3	2	3	1		1		
福井	5	5	3	7	3	7			2	
山梨	1	3	3	2	2	2	1			
長野	5	4	5	6	3	6	2		2	
岐阜	6	8	5	11	5	8		3	2	1
静岡	27	13	22	15	21	15	1		2	3
愛知	50	45	45	37	42	35	3	2		3
三重	9	11	11	5	6	3	5	2		2
滋賀	10	9	8	9	6	9	2		1	
京都	20	28	26	16	21	14	5	2		1
大阪	83	70	71	74	61	67	10	7	4	3
兵庫	61	52	56	58	50	54	6	4		
奈良	3	7	8	6	8	5		1	3	1
和歌山	2	2	1	3	1	3				2
鳥取	3	2	3	1	3	1				
島根		3	4		4					
岡山	47	34	35	29	28	29	7			1
広島	45	45	50	47	44	44	6	3		2
山口	17	22	14	16	14	16				3
徳島	3	4	2	4	2			4		
香川	9	14	5	15	4	14	1	1		
愛媛	11	7	23	8	17	7	6	1		
高知	1	2	1				1			
福岡	31	22	45	24	39	22	6	2	1	
佐賀	3	2	5	2	5			2		
長崎	20	30	18	24	16	21	2	3	2	1
熊本	8	4	5	1	4	1	1			
大分	6	9	7	7	7	7				
宮崎	5	4	5	2	3	2	2		1	
鹿児島	5	5	5	5	4	5	1			
沖縄	9	2	5	7	4	5	1	2	1	3
計	866	788	813	764	719	696	94	68	43	50

石綿関連疾患処理状況(救済法)

(4月1日～12月末日まで)

局名	請求		決定		支給		不支給	
	H25年	H26年	H25年	H26年	H25年	H26年	H25年	H26年
北海道		2		2		1		1
青森								
岩手			1				1	
宮城								
秋田								
山形	1			1				1
福島	2	1	4	1			4	1
茨城	1		2		1		1	
栃木								
群馬								
埼玉			1	2	1	2		
千葉	1		1				1	
東京	3	2	3	2	3	1		1
神奈川	2	3		3		2		1
新潟								
富山			1				1	
石川								
福井			1		1			
山梨								
長野								
岐阜								
静岡								
愛知		2	2	1	1	1	1	
三重								
滋賀	1		1				1	
京都		1	1	1	1	1		
大阪	5	5	4	3	2	1	2	2
兵庫		1	2	2	2	2		
奈良	1		2		1		1	
和歌山	1		1	1			1	1
鳥取								
島根			1		1			
岡山								
広島	2	3	1	2	1	2		
山口	1			2				2
徳島								
香川		1						
愛媛								
高知			1				1	
福岡	1	1	2		1		1	
佐賀								
長崎	1	1						
熊本								
大分								
宮崎								
鹿児島								
沖縄	5	1	6	2	2	1	4	1
計	28	24	38	25	18	14	20	11

補償課労災保険審理室長
説 明 資 料

審査請求事案・労災事件訴訟関係統計

係争中の労災行政事件訴訟等の現状

平成27年1月末現在	総件数	262件
	うち 行政事件訴訟	255件
	うち 国家賠償訴訟等	7件

1 行政事件訴訟

(1) 裁判所別	地 裁 係 属	201件
	高 裁 係 属	34件 (うち 1 審敗訴 3件)
	最 高 裁 係 属	20件 (うち 2 審敗訴 0件)

(2) 事案別	脳・心臓疾患	39件 (全件数の 15 %)
	精 神 障 害	92件 (全件数の 36 %)
	障 害 等 級	34件 (全件数の 13 %)
	そ の 他	90件 (全件数の 35 %)

(3) 脳・心臓疾患事案の内訳		
	地 裁 係 属	34件
	高 裁 係 属	3件 (うち 1 審敗訴 1件)
	最 高 裁 係 属	2件 (うち 2 審敗訴 0件)

(4) 精神障害事案の内訳		
	地 裁 係 属	82件
	高 裁 係 属	7件 (うち 1 審敗訴 0件)
	最 高 裁 係 属	3件 (うち 2 審敗訴 0件)

2 国家賠償訴訟等

裁判所別	地 裁 係 属	6件
	高 裁 係 属	1件
	最 高 裁 係 属	0件

労 災 行 政 事 件 訴 訟 の 推 移

	判 決 結 果				提訴件数	係争件数
	国側勝訴	国側敗訴	合 計	勝訴率		
平 成 16 年 度	62	6	68	91%	40	78
うち脳・心臓	10	4	14	71%	6	21
うち精神障害	1	1	2	50%	3	10
平 成 17 年 度	51	7	58	88%	89	128
うち脳・心臓	5	2	7	71%	21	37
うち精神障害	2	1	3	67%	22	28
平 成 18 年 度	66	17	83	80%	81	149
うち脳・心臓	19	7	26	73%	23	45
うち精神障害	3	6	9	33%	17	37
平 成 19 年 度	85	21	106	80%	93	174
うち脳・心臓	18	8	26	69%	24	52
うち精神障害	10	9	19	53%	17	41
平 成 20 年 度	113	18	131	86%	111	227
うち脳・心臓	26	10	36	72%	19	51
うち精神障害	23	4	27	85%	34	67
平 成 21 年 度	151	19	170	89%	126	265
うち脳・心臓	27	7	34	79%	20	50
うち精神障害	39	7	46	85%	37	80
平 成 22 年 度	149	23	172	87%	117	274
うち脳・心臓	23	5	28	82%	9	41
うち精神障害	41	9	50	82%	37	74
平 成 23 年 度	170	15	185	92%	137	306
うち脳・心臓	26	5	31	84%	13	36
うち精神障害	47	3	50	94%	35	75
平 成 24 年 度	208	22	230	90%	124	289
うち脳・心臓	27	2	29	93%	12	33
うち精神障害	55	9	64	86%	48	88
平 成 25 年 度	175	14	189	93%	93	256
うち脳・心臓	15	0	15	100%	13	38
うち精神障害	55	1	56	98%	35	88
平 成 26 年 度 (1月末時点)	113	13	126	90%	84	262
うち脳・心臓	11	4	15	73%	14	39
うち精神障害	35	6	41	85%	24	92
合 計	1,343	175	1,518	88%	1,095	
うち脳・心臓	207	54	261	79%	174	
うち精神障害	311	56	367	85%	309	

※ 上記件数には国家賠償請求事件等も含まれる

審査請求事案の現状

1 年度別処理状況

年 度		22	23	24	25	26(12月末)
	①前年度残件数	723	707	592	570	536
	②新規請求件数	1,915	1,845	1,791	1,871	1,311
	③請求増△減	△ 64	△ 82	△ 89	△ 67	△ 61
④要処理件数 〔①+②+③〕		2,574	2,470	2,294	2,374	1,786
⑤取下件数		84	84	91	106	74
⑥決定件数		1,783	1,794	1,633	1,732	1,078
	決定率 (%) 〔⑥/〔④-⑤〕〕	71.6	75.2	74.1	76.4	63.0
⑦年度末残件数 〔④-⑤-⑥〕		707	592	570	536	634

2 長期未決件数

年 度	22	23	24	25	26(12月末)
6ヶ月以上未決件数	126件(17局)	70件(15局)	66件(19局)	54件(19局)	79件(24局)
1年以上未決件数	34件(7局)	14件(7局)	14件(7局)	4件(4局)	9件(8局)

3 平均処理期間

年 度	22	23	24	25	26(12月末)
平均処理期間	5.4ヶ月	5.2ヶ月	4.7ヶ月	4.9ヶ月	4.6ヶ月

補償課業務担当補佐
説明資料

(案)

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房審議官（労災担当）
（ 公 印 省 略 ）

労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について

平成27年度における労災補償業務の運営に当たっては、特に下記に示したところに留意の上、実効ある行政の展開に遺憾なきを期されたい。

記

第1 労災補償行政を巡る状況への対応

労災補償行政を巡る状況をみると、精神障害事案に係る請求件数は過去最多を更新し、脳・心臓疾患事案に係る請求件数及び認定件数は高止まりの状態となっている。また、石綿関連疾患事案に係る請求件数及び認定件数についても高水準で推移している。

厳しい定員事情や行政経費に係る予算の縮減が求められている中で、都道府県労働局（以下「局」という。）においては、労災請求事案への的確な対応、組織的な取組みによる長期未決事案の早期解消等に着実に取り組んでいるが、第186回国会において「過労死等防止対策推進法」が成立し、施行されたことに関連して、脳・心臓疾患事案及び精神障害事案に係る労災補償状況がマスコミ等で繰り返し報道されるなど、労災補償行政に関する国民の関心がより一層高まっており、このような状況に対応した業務運営を行う必要がある。

このため、平成27年度においては、特に次の事項を重点的に推進する。

- ① 脳・心臓疾患及び精神障害事案の長期未決事案の削減
- ② 石綿関連疾患の更なる請求勧奨の実施
- ③ 業務上疾病等に係る的確な労災認定

また、引き続き、局と労働基準監督署（以下「署」という。）が連携して効率的な業務運営に努めるとともに、計画的・体系的な研修の実施により、人材育成を図ることが重要である。

第2 脳・心臓疾患及び精神障害事案の長期未決事案の削減

長期未決事案は、その解消に向けた積極的な取組により経年的には減少傾向にあるところ、近年の主な減少要因は第三者行為災害事案であり、脳・心臓疾患及

び精神障害事案については、長期未決事案の減少は鈍化傾向にある。

精神障害事案に係る労災請求件数は年々増加しており、また、脳・心臓疾患事案の労災請求件数も高止まりの状況にあることから、脳・心臓疾患及び精神障害事案については、従前の取組に加え、以下の点に留意し、一層の迅速処理を期すること。

1 迅速処理に向けた的確な進行管理の徹底

(1) 迅速な初動調査の指示

労災請求に係る事務処理においては、請求書受付後6か月経過した事案については署長管理事案とし、また、3か月経過した事案については、署管理者において、署長管理事案に準じた手法により事案管理を行うこととしている。

しかしながら、処理に長期間を要している事案の処理状況をみると、特に精神障害事案において、請求書受付後3か月経過するまでの間に調査がほとんど進展しなかったことが原因と考えられるものが少なからず認められることから、事案の進行管理に当たっては、請求書受付直後から遅滞のない初動調査を徹底するほか、請求書受付後1か月を経過した時点で、調査の進展状況を確認し、初動の遅れが認められる場合には具体的な指示を行うこと。

(2) 署管理者の期限を付した指示

平成26年度中央労災補償業務監察結果（以下「中央監察」という。）において、署管理者の指示について、事案検討会等の際に、具体的な指示が行われていないとの指摘がなされており、また、漫然と同じ指示を繰り返している結果処理が進展しない事案が依然として見受けられることから、期限を付した具体的な指示を行うことはもとより、特段の理由なく処理が遅延しているものについては、事案検討会の日を待たずに、指示した期限までに必要な処理が行われているか確認するなど迅速処理に徹した進行管理を行うこと。

(3) 局管理事案における指示

請求書受付後9か月経過した局管理事案について、局の指示が処理経過簿に記載されておらず、局における具体的な指示や指示後の確認が行われているか判然としない事案もみられるので、局においては、署に対して、迅速処理の観点から、局指示に関する処理経過簿への記載を確実に行わせるとともに、指示を踏まえた処理を徹底させること。

2 迅速処理に向けた調査上の留意点

(1) 脳・心臓疾患事案における労働時間の把握が困難な事案への対応

脳・心臓疾患事案において、タイムカード等労働時間が把握できる客観的な資料がないなどにより労働時間の把握が困難な事案については、監督担当部署と協議しつつ、事業場建物への入退館記録、パソコンによる作業履歴等の分析を行う等、労働時間の迅速・適正な把握を行うこと。

(2) 精神障害事案の医学的意見の聴取

認定基準に基づき主治医意見又は専門医意見により決定することとされている事案について、精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）の意見を求

めた結果、処理が遅延した事案が認められることから、署管理者は、医学的意見の聴取に当たり、専門部会の意見を求めるべき事案であるか否かを確認し、的確に判断すること。

なお、局は、専門部会の意見聴取の要否など医学的意見を求める方法について署に対し適切に指示を行うこと。

また、精神障害事案の迅速・適正な決定のため、必要に応じ、労災医員に対し事案の説明を行い、調査上の留意点について助言を得る等により効率的な事案処理を行うこと。

第3 石綿関連疾患の更なる請求勧奨の実施等

1 石綿関連疾患に関する労災補償制度等の周知

(1) がん診療連携拠点病院等への請求勧奨依頼の徹底

がん診療連携拠点病院等への石綿関連疾患に関する労災保険給付の請求勧奨依頼については、平成24年8月30日付け基労補発0830第1号「「石綿による疾病の認定基準」の周知等について」により指示されているところであるが、がん診療連携拠点病院等への請求勧奨依頼を未だ行っていない局が一部認められたところである。

については、平成26年度現在のがん診療連携拠点病院等について、改めて情報提供するので、勧奨依頼の徹底を図ること。

(2) 石綿疾患労災請求指導料の請求の促進と労災請求勧奨依頼の徹底

石綿疾患労災請求指導料（以下「指導料」という。）の請求については、いまだその請求の促進が十分図られていない状況がみられることから、今後、①石綿関連疾患に係る療養補償給付請求に対して労災認定を行った署は、その旨を当該療養補償給付請求に係る診療費の審査を担当する局に連絡する、②連絡を受けた局は、指導料の請求の有無を確認し、請求がない場合においては、当該医療機関に対して、(i)被災労働者に対する職歴の問診、(ii)石綿ばく露が疑われる場合における労災請求の勧奨、等の算定要件の説明を行い、これらの要件を満たす場合には指導料の請求を促し、要件を満たさない場合には石綿ばく露歴等チェック表の活用と労災請求の勧奨の依頼を行うとともに、今後における指導料の請求を促す、といった取組を確実に実施すること。

(3) 労災認定等事業場に対する退職労働者等への周知依頼

石綿関連疾患に関する労災補償制度等の周知については、本省において、平成26年12月24日付けで労災認定等事業場を対象とした退職労働者等への周知依頼を行うとともに、退職労働者等への周知の取組状況に係る調査票を併せて送付し、回答を求めているところである。

今後、周知依頼した労災認定等事業場からの回答状況について各局に連絡するので、別途指示するところにより労災認定等事業場に対して指導すること。

(4) 地方公共団体への周知依頼

石綿関連疾患に関する労災補償制度等の市区町村への周知依頼については、本省で実施している石綿認定等事業場の公表時期に合わせて、市町村広報紙・

誌等への掲載を依頼するとともに、受付窓口におけるリーフレット等の配布による周知を依頼すること。

2 石綿労災認定等事業場の公表

石綿労災認定等事業場については、局からの報告を取りまとめて公表しているところであるが、依然として、記載漏れや誤入力などの問題が多数あり、組織的な確認が十分に行われていない状況が認められる。

平成27年度においては、別途指示するところに従い、複数名での確認体制を整備した上で、調査結果復命書との突合等による漏れのない事実確認に基づく正確な資料作成を行うとともに、本省への報告は、局管理者の指揮の下、組織的に確認を行った上で提出すること。

第4 業務上疾病等に係る的確な労災認定

1 新しい疾病に係る労災請求事案の本省報告等の徹底

新しい疾病に係る労災請求事案が発生した場合には、補504により本省へ速やかに報告するとともに、昭和53年3月30日付け基発第186号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」において、認定基準等により本省りん伺の対象となっている事案だけでなく、業務起因性の判断が困難である事案についても本省にりん伺することを指示しているところである。

平成26年度において、労働基準法施行規則別表第1の2に例示列举されていない新しい疾病について労災請求が行われたが、当該局から、補504による報告や本省りん伺の協議も一切なく業務上外の決定を行った事例が認められた。

今後、新しい疾病の労災請求について同様の処理を発生させないため、署管理者は、請求書受付後、速やかに、新しい疾病に係る労災請求事案があった場合には、補504により漏れなく報告するとともに、本省りん伺の協議を行うことを徹底すること。また、本省りん伺を行った事案の保険給付の決定を行う際には、本省に連絡すること。

なお、本省りん伺の対象となる事案か否かの確認に当たっては、「業務上疾病の認定基準及び関連通達集」に掲載している「本省にりん伺すべき事案一覧表」を活用すること。

2 障害認定の労働能力の評価

障害認定における「労働能力」とは、一般的な平均的労働能力をいうのであって、被災労働者の年齢、職種、利き腕、知識、経験等の職業能力的諸条件については、障害の程度を決定する要素とはなっていない（昭和50年9月30日付け基発第565号「障害等級認定基準について」）。

高次脳機能障害の障害認定は、意思疎通能力等4能力に係る喪失の程度に応じた認定基準に従って行うものであるが、高次脳機能障害に係る労働能力の評価に当たっては、平成15年8月8日付け基発第0808002号「神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準について」別添2の別紙「高次脳機能障害整理表」

において、障害の程度別に一般的な平均的労働能力の喪失の例が示されているので、これを参考として活用すること。

3 法人役員の労働者性

法人役員の労働者性については、昭和34年1月26日付け基発第48号において、法令、定款、取締役会規則その他内部規定等に基づき業務執行権を有すると認められる者については、労働者に該当しないものとし、これら以外の者で事実上、業務執行権を有する取締役等の指揮、監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を受けている者については、原則として労働者として取り扱うこととしている。

労働者性が争点となっている審査請求事案について、原処分庁の復命書を確認したところ、定款等の確認を行うことなく、報酬の計算方法や金額、勤怠管理の有無などの勤務実態のみを根拠に労働者性を判断しているものが相当数みられたことから、その判断に当たっては、まずは商業登記簿により役員の選任状況や取締役会の設置状況の有無を把握した上で、定款や取締役会の決議、取締役会規則その他の内部規定等から請求人が業務執行権を有するか否かを確認すること。

4 石綿関連疾患の適正な診断等

石綿関連疾患については、中皮腫など認定基準に定められた疾病に該当するか否かに関する適正な診断が重要であることから、良性石綿胸水を除き、労災医員等の意見を必ず徴すること。また、労災医員等において疑義が示されたものなどについては、必ず確定診断の依頼を行うこと。

なお、良性石綿胸水の事案については、全数確定診断の依頼対象としていることから、労災医員等の意見を徴することなく、速やかに確定診断の依頼を行うこと。

5 石綿ばく露作業従事歴の的確な把握

石綿ばく露作業従事歴は、石綿関連疾患の確定した診断名及び胸膜プラーク等の医学的所見の有無とともに労災認定を行う上で最重要事項の一つであることから、請求人又は遺族から聴取した内容を踏まえ、事業場関係者や同僚労働者から必要な聴取を行うことなどにより、可能な限り詳細に把握すること。

また、石綿ばく露作業に最後に従事した事業場の名称は、公表の対象となることを踏まえ、最終石綿ばく露事業場の確認は慎重に行うこと。

6 精神障害事案の適正な処理

(1) 労災認定実務要領の一部改訂

精神障害の認定基準の運用状況を踏まえ、実務要領の一部改訂を行うことを予定しているので、同要領に基づいた適正な事案処理を行うこと。

(2) 労災精神障害専門調査員の活用

労災精神障害専門調査員（以下「調査員」という。）については、セクシュ

アルハラメント事案に限ることなく、精神障害事案全般の相談や聴取時に積極的に活用すること。

なお、調査員の効果的な活用事例を、別途示すこととしているので、これを参考に一層の活用促進を図ること。

第5 第三者行為災害

1 第三者行為災害に係る求償事務の的確な実施

第三者行為災害に係る求償事案の管理については、納入告知を行わずに当該債権を時効により消滅させることがないように、次の事項を徹底し、組織的に進行管理を行い、的確に求償事務を行うこと。

(1) 納入告知書の送付の徹底

徴収すべき債権の時効を完成させないよう的確に請求するためには、災害発生から3年以内に納入告知を行う必要がある。自賠責保険等又は自動車保険等に請求する事案にあつては、保険会社等から係争中であつて履行期が確定していない等を理由に納入告知書の発行を留保してほしい旨の主張がなされたとしても、平成26年3月31日付け基労管発0331第1号・基労補発0331第1号「第三者行為災害における自賠責保険等又は自動車保険等に対する求償の取扱いについて」に基づき、全ての事案について災害発生から3年以内に納入告知を行うことを徹底すること。

(2) 求償事案の組織的管理

ア 署における管理

第三者行為災害に係る事案について労災先行で保険給付を行ったときは、債権発生通知を遅滞なく局に送付すること。

また、報告の遅滞や失念は局における求償事務に支障を来すことから、災害発生から3年を経過するまで又は当該保険給付が完了するまでの間、事案の管理を組織的に行うこと。

イ 局における管理

署から報告のあった債権については、災害発生日、求償期限、徴収決定の有無、納入告知の有無等を一覧できるリストを作成し、その進捗状況を組織的に管理すること。

なお、管理者は当該リストを定期的に決裁することにより、担当者に必要な事項を指示し、確実に納入告知を行わせること。

(3) 的確な徴収決定

求償額の算出に当たっては、第三者行為災害事務取扱手引に基づき、第一当事者等の損害額調査及び過失割合等を十分調査し、その判断を的確に行うこと。

第二当事者が無資力である等求償差し控え該当事案についても、その判断は十分調査し、的確に行うこと。

2 未収納債権に対する定期的な納入督促の実施及び組織的な進捗管理

徴収決定した債権であつて納入期限までに完納されないものについては、求償

事務と同様、漫然と時間を経過させ時効を迎えることがないように、次の事項を徹底し、定期的な納入督促の実施等、必要な措置を講じること。

(1) 債権回収計画の策定及び事案の定期的な決裁等

局が管理する未収納債権については、毎年度債権ごとに、その回収方法、納入督促手法、講ずべき時効中断措置、これらを実施する予定時期等を明確にした債権回収計画を策定すること。また、当該計画には債権ごとの収納状況や納入督促の実施状況等が確認できるリストを添付し、当該リストについては、局管理者が定期的に決裁し、時効が迫っている事案については的確な対応を行うこと。

(2) 委託事業の積極的活用

第三者行為災害に係る債権の納入督促業務の外部委託事業については、特に、300万円以上の高額な債権は、受託事業者へ年2回以上委託を行う等、引き続き積極的に活用すること。

また、求償債権の回収業務の弁護士への委託についても、併せて活用を検討することにより、効果的かつ効率的に業務を実施すること。

3 第三者行為災害に係る労災保険請求事案の進行管理

第三者行為災害事案については、原則として自賠責保険等の支払いを労災保険給付に先行させる（以下「自賠先行」という。）取扱いとしているが、請求時に自賠先行の取扱いを希望した請求人に係る事案であっても、①労災保険の支給決定に係る調査結果が取りまとまった時点、②自賠責保険等の支払に係る訴訟等が提起される可能性を把握した時点、③求償権を行使し得る災害発生から3年を経過する前の時点などにおいて、請求人の意向を適宜確認の上、労災保険給付の決定を先行し、長期末決の状態にならないようにすることを徹底すること。

4 休業（補償）給付の特支金コードの確実な入力

第三者行為災害の控除事案について、休業（補償）給付の決議処理における特支金コードの入力漏れにより、休業（補償）給付の過誤払いが生じた事案が発生しており、このような事案においては、確実に特支金コードを入力すること。

第6 労災補償業務の的確な事務処理等

1 治癒後における適正な事務処理

通勤災害とされた負傷が治癒となった事案において、当該負傷部位に生じた疾病の労災診療費請求が治癒後に行われた際、局が署の調査をもとに当該診療費の査定を行えば足りる事案であったところ、署が通勤災害として支給決定した療養給付について、局の査定に併せて不支給決定を行うという事例がみられた。

今後、治癒後の労災診療費の請求の処理に当たっては、労災診療費の審査・支払に関する基本的な事務処理を踏まえ、適切に対応すること。

2 給付基礎日額の算定に当たっての留意点

給付基礎日額の算定については、審査請求において原処分が取消しとなる事案が多数におよんでおり、その内容として、①実際に支払われた割増賃金のみが賃金総額に算入され、認定した時間外労働時間に基づき計算された割増賃金が算入されていないもの、②割増賃金の計算基礎に算入すべき手当が算入されていないもの等が認められるところである。

給付基礎日額の算定について賃金総額に算入すべき賃金は、実際に支払われていないものであっても賃金債権として認定すべきものは含むこととしていることから、これを踏まえた給付基礎日額の算定が行われているかについて、確実に確認すること。

また、労働基準法上の管理監督者に当たるか否かの判断の誤りも少なからず認められることから、管理監督者性の判断に当たっては、監督担当部署と協議しつつ慎重に判断すること。

3 障害補償年金等に移行した時点及び移行後の再発事案で休業補償を給付する時点における併給調整の確認

平成26年度会計実地検査において、障害（補償）給付の移行時に障害厚生年金等の受給を把握していたにもかかわらず、既に支給した休業（補償）給付や年金移行後に再発し支給した休業（補償）給付について、併給調整が行われていなかったことが指摘されたため、年金移行前のみならず移行後の休業（補償）給付についても、併給調整の必要性について確認を徹底すること。

4 請求人等への懇切・丁寧な対応

中央監察において、請求書受付後3か月経過した事案について、その後概ね月1回定期的に請求人に連絡するとの取扱いが徹底されていない指摘がなされていることから、改めて当該取扱いを徹底すること。

5 受診命令の適正な実施

労働者災害補償保険法第47条の2に基づく受診命令は、業務上外の認定に必要な医学的判断資料が得られている事案について行うことのないよう、その必要性について十分な検討を行うとともに、受診命令を発出する際は、必ず請求人に対して受診命令の趣旨を明確に説明し、理解を求めること。

また、受診命令の実施の決定に関与した医師が当該受診命令による検査・診断等を行うことにより、請求人に不信感を生じさせることのないよう留意すること。

6 労災年金関係業務の適正な事務処理

(1) 被用者年金一元化法の施行等を踏まえた的確な厚生年金等との併給調整

労災年金と共済年金の併給調整については、従来共済年金側で行っていたところであるが、平成27年10月の被用者年金一元化法の施行後は、原則として労災年金側で行うこととなり、統合後の厚生年金等の支給管理は日本年金機構ではなく改正後の厚生年金保険法第2条の5第1項第2号から第4号に定める各

実施機関（従前の各共済組合等）で行われることから、追って指示するところにより必要に応じ各実施機関等に対して厚生年金等の受給情報についての文書照会を的確に行うことにより、統合後の厚生年金等との適正な併給調整事務の実施を確保すること。

また、日本年金機構との併給調整事務については、従来と同様、遡及して厚生年金等の決定を受けたが併給調整を行っていない事案や、併給調整誤りによる債権発生事案が引き続き見受けられることから、これを防止するため「厚年情報照合リスト」を的確に活用するとともに、定期報告書審査時等に提出された厚生年金等の改定通知書等の添付書類の内容を精査し、疑義が生じた事案については、年金受給者本人又は年金事務所への照会等を迅速に行い、適正な併給調整事務を促進すること。

（２）基本権取消事案の発生の防止

当初決定した年金の基本情報に誤入力等があったためシステム上の基本権を取り消す処理を行う必要が生じた事案がみられることから、この発生を防止するため、支給決定時及び支給決定決議入力時等において職員相互のチェック体制及び署管理者の審査・確認体制を確実なものとし、決裁時における適正な事務処理を徹底すること。

７ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進

全国健康保険協会（協会けんぽ）各都道府県支部から、業務上又は通勤による負傷に当たるとして、健康保険法の保険給付について不支給（返還）決定を受けた者の情報を局が受け、それらの者に対して労災請求の勧奨を行う取組については、引き続き推進すること。

また、労災保険給付に係る審査又は調査において、労災かくしが疑われる場合には、速やかに監督・安全衛生担当部署に情報を提供するなど、引き続き関係部署との連携を図ること。

なお、新規の休業補償給付支給請求書の受付に際し、労働者死傷病報告の提出年月日の記載がない場合には、監督・安全衛生担当部署への情報提供を徹底すること。

８ 労災請求事案等に関する監督・安全衛生担当部署との連携

（１）監督・安全衛生担当部署への情報提供

脳・心臓疾患事案及び精神障害事案に係る労災請求については、引き続き、労災請求がなされた段階において、監督・安全衛生担当部署へ情報提供を行うこととし、特に精神障害事案については、認定した段階においても、すべての認定事案について、安全衛生担当部署への情報提供を行うこと。

また、新しい疾病に関する請求事案等であって、補504により本省への速報が必要なものについては、引き続き、必ず監督・安全衛生担当部署にも情報提供を行うよう徹底すること

（２）効果的な労災補償制度の周知及び請求勧奨の取組

ア 技能実習生に対する労災補償制度の周知及び請求勧奨の取組

技能実習生については、我が国の労災補償制度についての知識が十分ではない場合が多いことから、引き続き、機会をとらえて労災補償制度の周知等を行うとともに、監督・安全衛生担当部署や公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）からの情報等により、労災保険給付の支給対象となり得る者を把握したときは、労災保険給付の請求勧奨を実施すること。

イ 集団指導等の機会をとらえた認定基準の周知の取組

精神障害及び脳・心臓疾患の認定基準については、引き続き、監督・安全衛生担当部署が行うメンタルヘルスに関する集団指導等の機会をとらえ、これらの部署と連携を図り、その対象に応じた周知を行うこと。

第7 個人情報の厳正な管理

個人情報の適正な管理については、平成26年度においても、情報漏えい事案が相当数生じており、その大半が誤送付及び紛失であることから、次の事項に留意し、引き続き個人情報の厳正な管理を徹底すること。

1 誤送付の防止

誤送付事案は、医療機関に対する意見依頼文書等の宛先や個人情報の誤記による事例が多く、例えば、個人情報等が残っている電子媒体を利用したことにより、従前の被災者の氏名が修正されないまま送付された事例、従前の医療機関名が修正されないまま別の医療機関に誤送付された事例がみられることから、文書を作成する際には、個人情報等が記載されていない電子媒体を利用することを徹底すること。

また、文書送付の際には、平成22年11月30日付け地発1130号第2号「都道府県労働局における保有個人情報管理の徹底等について」及び平成25年2月28日付け地発0228第3号「都道府県労働局における保有個人情報の管理の徹底等について」に基づき、送付状だけでなく送付文書のすべてについて、他の個人情報が紛れていないか等について複数名で確認することを徹底すること。

2 請求書等の紛失の防止

紛失事案は、請求書等を机上に放置したことにより他の文書に紛れ込み、その後誤って文書を破棄した事例が多いことから、平成25年2月28日付け地発0228第3号「都道府県労働局における保有個人情報の管理の徹底等について」を踏まえ、クリアファイル等を利用して書類の散逸を防ぎ、机上に請求書等を放置することは厳に慎むとともに、不要書類をシュレッダーで廃棄するときは、原本等の紛れ込みがないか複数名により1枚1枚確認し、誤廃棄が疑われる場合には担当者等に確認することを徹底すること。

3 外部電磁的記録媒体の貸出の管理

中央監察において、外部電磁的記録媒体の取扱いについて、貸出の管理簿に記載していない等の不適切な事例が多数指摘されていることから、引き続き、管理

簿による管理を徹底するとともに、持ち出し時点では個人情報保存されていない媒体であっても、聴取書作成等の個人情報を記録する目的での庁舎外への持ち出しは行わないこと。

第8 社会復帰促進等事業の的確な実施

1 社会復帰促進等事業の処分性について

社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給及び不支給決定（承認及び不承認を含む。）については、平成26年7月10日付け基発0710第5号により、新たに「頭頸部外傷性症候群等に対する職能回復援護の承認又は不承認」、「休業補償特別援護金の支給又は不支給」、「長期家族介護者に対する援護金の支給又は不支給」、「振動障害者社会復帰援護金の支給又は不支給」及び「労災療養援護金の認定又は不認定」について、行政処分として取り扱うこととしたところである。

このため、これらについて支給決定等の処分を行うに当たっては、その相手方に対し、不服申立て等ができる旨を書面で教示するなど、労災保険給付と同様に適切に事務処理を行うこと。

2 アフターケア等に係る適切な事務処理

(1) アフターケアに係る適切な事務処理

アフターケア健康管理手帳の交付・不交付決定については、平成22年12月から行政処分と取り扱われているところであるが、申請書の対象傷病コード欄が未記入である等の不備があるにもかかわらず、申請者に対する補正を求めずに処理するなど、行政処分であることの認識が希薄であると思われる事例がみられることから、行政処分に係る事務処理の重要性を認識し、行政手続法に定められた事務処理を行うこと。

また、健康管理手帳の交付・不交付決定に当たっては、障害等級認定調査復命書により交付申請者の傷病に関する障害の状態及び障害等級を確認した上で、アフターケア実施要領に定める交付要件に該当するか否かを確認する等により、適切な事務処理を徹底すること。

(2) 長期家族介護者に対する援護経費に係る適切な事務処理

長期家族介護者に対する援護経費については、平成25年度においては、申請のあったものについて一部、迅速・適正に処理することができなかった事案もあったため、引き続き、1か月以内に処理出来るよう迅速・適正な処理に努めること。

また、申請書受付日から支給決定日まで1か月を経過した事案については、担当者から処理状況等を申請人に連絡の上、迅速・適正な処理に努めること。

3 労災就学等援護費に係る適切な事務処理

(1) 申請書の即日又は翌日入力

労災就学等援護費申請書については、申請書の即日又は翌日入力を徹底する

こと。

(2) 年金受給権者に変更があった場合等の申請の勧奨

労災就学等援護費については、孫又は兄弟姉妹が新たに年金受給権者になったことや、遺族補償年金の請求当時は未就学であった年金受給権者又は被災労働者の子がその後就学等したことにより、支給要件を満たしたにもかかわらず、年金受給権者にその認識がないため申請が行われない事案が、いまだ認められるところである。

署においては、「労災就学援護費未支給者リスト」（年3回配信）を活用して、労災就学等援護費の支給要件を満たすと考えられるにもかかわらず申請が行われていない場合には、申請漏れの有無を確認し、申請を勧奨すること。

第9 費用徴収

1 定期的な納入督促の確実な実施及び組織的な進捗管理

中央監察において、費用徴収に係る債権管理について、時効中断措置等を講じないまま時効消滅に至った事例が指摘されていることから、局管理者は収納状況等を定期的に決裁の上、債権管理計画に基づき処理の遅れや時効中断措置の漏れがないよう徹底すること。

2 第3号事案の適切な処理

労働者災害補償保険法第31条第1項第3号に基づく費用徴収については、平成24年3月29日付け基労補発0329第2号「労働者災害補償保険法第31条第1項第3号に基づく費用徴収の適正な取扱いについて」を踏まえて費用徴収に該当するか否か判断しているところであるが、本通達の趣旨を十分に理解せず誤った判断を行っている事案が散見されることから、当面の間、第3号事案について費用徴収決定を行う場合には、事前に本省あて報告すること。

第10 特別加入制度

1 建設業の一人親方等に対する特別加入制度の周知等

建設業の一人親方等の特別加入制度については、引き続き、安全衛生担当部署と連携の上、建設業の事業者団体等を通じ、あらゆる機会をとらえて周知すること。

また、周知に際しては、特別加入制度は労働者以外の者のための制度であること等、制度の趣旨を丁寧に説明し、十分な理解の上で加入申請が行われるよう留意すること。

2 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正に伴う特別加入要件の改正

平成26年10月31日付け基発1031第1号により示したとおり、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第118号）により、平成26年11月1日以降、家内労働者の特別加入の範囲及び特別加入の加入時健康診断の対象者が見直されたところである。

特別加入制度に関するリーフレット（特別加入制度のしおり）の発行を平成 27 年 4 月に予定しており、当該見直し事項についてあらゆる機会をとらえて周知を図ること。

第 11 行政上の争訟に当たっての的確な対応

1 行政事件訴訟の的確な追行

平成 26 年度の訴訟追行状況については、医学的証拠を提出しなかったため、疾病の発症機序やリスクファクターの主張が十分でなく、敗訴した例も認められたところである。

このため、訴訟追行に当たっては、法務当局及び本省補償課労災保険審理室と緊密に連携し、脳・心臓疾患及び精神障害等の新件協議において指示された事項を的確に実施するとともに、関係者からの聴取や専門医からの意見書の収集などの補充調査等を確実に実施すること。

2 審査請求事案の迅速・適正な処理

審査請求受理後 6 か月以上経過した長期未決事案については、年々減少している状況にあるが、審査請求事案の処理に当たっては、局課長は、引き続き事案ごとに審理状況を把握するなど、進行管理を的確に行うとともに、審査官に対して具体的な助言等を速やかに講じること。

第 12 地方監察の的確な実施

地方監察は、関係法令、通達等に基づく事務処理の適正かつ斉一的な実施に不可欠なものであることに配意し、地方労災補償監察官監察指針を踏まえ効果的に実施すること。

特に、是正改善を要する事項は、単に問題点として提起するのみならず、当該問題の生じた背景、原因を明らかにし、是正改善策について具体的に指導、助言するとともに、是正改善措置が継続的に実施され適正な事務処理が確保されているかの検証を的確に行うこと。

また、地方監察結果と併せ、平成 26 年度中央労災補償業務監察結果報告書の内容と局署の事務処理とを照らし合わせて自局の問題点等について検証の上、改善すべき事項や事務処理の留意点等を各種会議、研修等のあらゆる機会を通じ、すべての労災担当職員に周知・徹底すること。

第 13 労災補償業務の効率化と人材育成

1 初任者に対する研修の実施

平成 27 年度から、任官後に初めて労災補償業務に従事する者に対して、追って発出される予定の大臣官房地方課長通知「平成 27 年度地方労働行政職員研修計画について」（以下「地方課通知」という。）により、都道府県労働局のブロック局において、労災補償業務担当者コースによる研修を行う予定である。研修資料については本省で作成し、追って配布することとしているので、当該資料に

基づき効果的な研修を実施すること。

また、新任の労働基準監督官等に対する労災補償業務に係る実地訓練の進め方については、平成 23 年 2 月 25 日付け基労発 0225 第 1 号「労災業務〇 J T マニュアルについて」により指示されているところであるが、当該実地訓練については、労働基準監督官のみならず任官後に初めて労災補償業務に従事する事務官も全員対象として実施すること。

2 業務遂行能力の向上を図る研修の実施

各都道府県労働局においては、地方課通知により労災補償業務に従事する者に対し、専門的知識を習得させ、業務遂行能力の向上を図るための研修を各局の実情に応じてテーマを設定して実施すること。実施に当たっては、外部有識者や、必要に応じてベテランの労災補償担当職員を講師として有効に活用すること。

3 業務の効率的な推進に資する参考資料の活用

本省において、効率的な業務の推進に資するものとして平成 27 年度中に、業務上外の決定に際しての調査のポイントや調査結果復命書例等を示した労災認定事例集（仮称）を作成することとしているので、局署において、業務の参考資料として活用すること。

第 14 その他

1 労災レセプト電算処理システムの普及促進

労災レセプト電算処理システムの普及促進については、労災診療費の支払の適正化及び審査事務の効率化等の観点から重要であることから、平成 26 年 1 月 24 日付け基労発 0124 第 1 号「労災レセプト電算処理システムの普及促進に向けた取組について」に基づき、平成 28 年度までの間を普及促進期間として、引き続き、労災保険指定医療機関等への利用勧奨を確実に行うこと。

2 社会保障・税番号制度の施行に向けた労災保険給付事務の一部改正

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による年金給付に係る厚生年金保険の障害厚生年金等との併給調整等の事務処理のため、社会保障・税番号制度の施行に向け、平成 26 年度中に労働者災害補償保険法施行規則等の必要な改正を行うことを予定しているところである。

については、平成 27 年度に具体的な改正内容・事務の詳細を、別途指示するので、その内容に十分に留意すること。

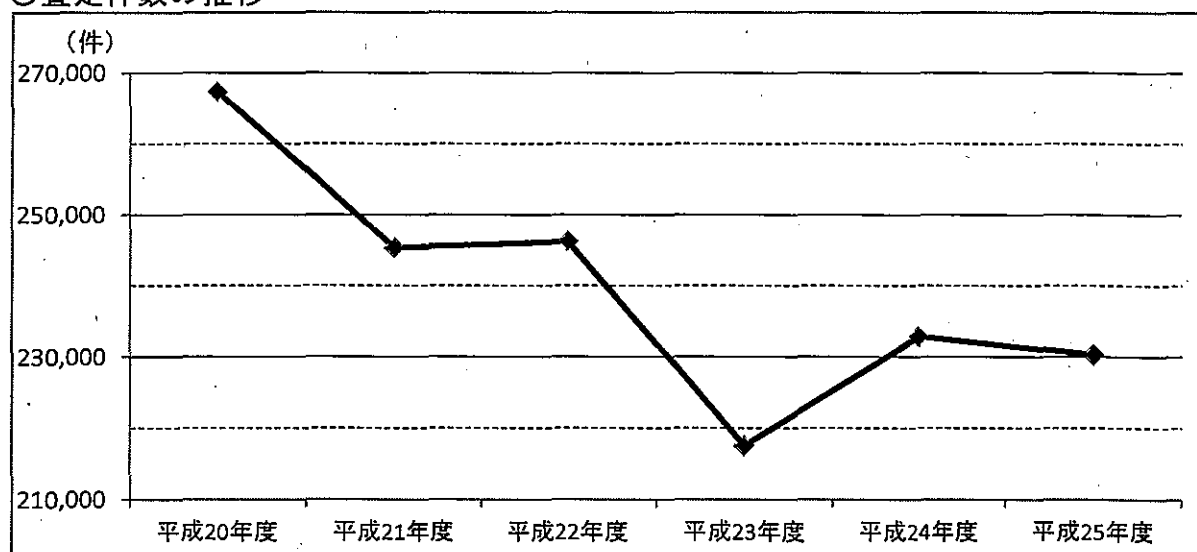
補償課医療福祉担当補佐
説 明 資 料

労災診療費等における査定件数及び査定金額の推移

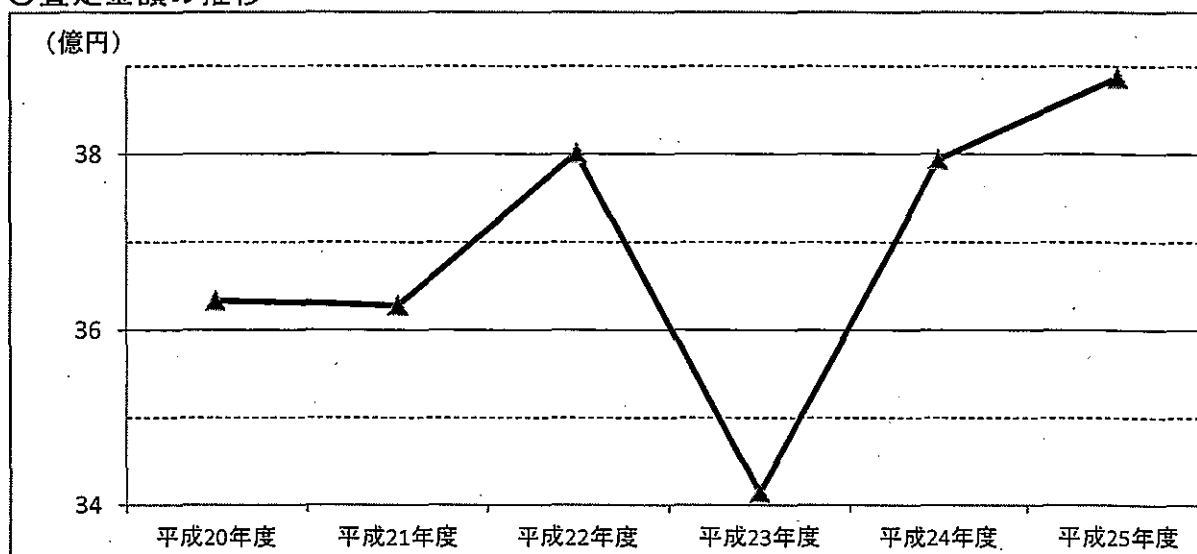
	件 数		金 額	
	請求件数(件)	査定減件数(件)	請求金額(千円)	査定減金額(千円)
平成20年度	3,695,641	267,355	225,294,495	3,633,707
平成21年度	3,492,202	245,374	211,788,273	3,628,353
平成22年度	3,506,500	246,272	221,483,915	3,800,768
平成23年度	3,088,056	217,522	227,766,155	3,414,276
平成24年度	3,685,428	232,890	240,935,171	3,793,978
平成25年度	3,686,502	230,304	238,735,989	3,886,992

※平成23年度は労災診療費審査業務集約化等の影響により、集計が一部欠けているもの

○査定件数の推移



○査定金額の推移



基労補発第 0220003 号

平成 21 年 2 月 20 日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

労災診療費に係る重点審査について

労災診療費の適正払いの一層の推進については、平成 20 年 2 月 25 日付け基労発第 0225001 号等により指示されたところであるが、会計検査院の指摘を踏まえた重点的な審査の徹底等については、下記の点に留意し、診療費審査委員会の積極的活用を図ることにより、実施されたい。

また、平成 17 年 3 月 29 日付け基労補発第 0329001 号「労災診療費にかかる重点審査について」は廃止する。

記

1 重点審査の付箋の貼付基準について

以下の（１）から（７）のいずれかの要件に該当するもの。

（１）特定入院料

- ・救命救急入院料、特定集中治療室管理料及び回復期リハビリテーション病棟入院料のうちいずれかを算定しているもの

(2) 同一手術野に係るもの

- ・指及び四肢に関する複数手術

(3) 全層植皮術、分層植皮術

- ・真皮欠損用グラフトを使用しているもの

(4) 腱縫合術

- ・傷病名が「指の腱断裂のうち、屈筋腱断裂を除くもの」に対する腱縫合術

(5) 骨折等に係る手術

① 骨折観血的手術

- ・内固定材料、創外固定器加算又は固定用金属ピン（創外固定器用）が請求されていないもの
- ・固定材料として鋼線又は銀線のみが請求されているもの
- ・1 傷病部位に対して、髄内釘が複数請求されているもの（集束型が複数請求されているものを除く。）

② 骨内異物（挿入物）の材料が鋼線、銀線等であるもの

- ・骨内異物（挿入物）の材料が確認できないもの

③ 骨移植術

- ・人工骨を使用している骨移植術

④ 関節内骨折観血的手術

- ・傷病名が「関節内骨折を除くもの」に対する関節内骨折観血的手術
- ・内固定材料が請求されていないもの
- ・創外固定器加算又は固定器用金属ピン（創外固定器用）を請求しているもの

(6) 切断四肢再接合術

- ・すべての切断四肢再接合術

(7) 骨折及び関節の傷病により、3年以上継続療養しているもの

2 重点審査の付箋を貼付したレセプトに対する対応について

(1) 特定入院料

特定入院料の算定要件に該当するか判断できないものについては、当該特定入院料の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

(2) 同一手術野に係るもの

同一皮切により行い得る範囲にある手術か判断できない場合については、診療費審査委員会に諮ること（「医科診療報酬点数表」において、同一手術野でもそれぞれの手術の所定点数が算定できると規定されている場合を除く。）。

(3) 全層植皮術、分層植皮術

真皮欠損用グラフトの使用部位を確認し、採皮部に使用したことが明らかであるものを除き、診療費審査委員会に諮ること。

(4) 腱縫合術

切創等の創傷によって生じた固有指の伸筋腱の単なる縫合は創傷処理の「2」に準じて算定することとなっていることから、固有指の伸筋腱の単なる縫合であるか判断ができない場合については、診療費審査委員会に諮ること。

(5) 骨折等に係る手術

① 骨折観血的手術

ア 骨折観血的手術において、内固定材料又は創外固定器の使用の有無を確認すること。

イ 内固定材料又は創外固定器が使用されていない場合において、当該術式の妥当性が判断できない場合は、当該術式の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

ウ 鋼線又は銀線のみが使用されているものについては、骨折経皮的鋼線刺入固定術の術式ではなく、骨折観血的手術の術式の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

エ 1 傷病部位に対して、髄内釘が複数請求されているものについては、実際に髄内釘を固定材料として複数使用しているか確認し、診療費審査委員会に諮ること。

② 骨内異物（挿入物）除去術

ア 前回手術における手術材料の挿入物を確認するため、受託事業者地方事務所でそのレセプトの写を添付することとしたので、その写を確認して、鋼線、銀線等で簡単に除去し得る場合には、創傷処置又は創傷処理の各区分により算定する。

イ 骨内異物（挿入物）の材料が確認できない場合又は鋼線、銀線等で簡単に除去し得るものか判断できない場合については、診療費審査委員会に諮ること。

③ 骨移植術

実際に自家骨移植が併用されているかを確認し、人工骨のみの使用では、骨移植術の「3同種骨移植（非生体）」の算定はできないこと。

④ 関節内骨折観血的手術

ア 傷病名が「関節内骨折を除くもの」のうち、骨折が関節内に及んでいるか不明であるものについては、診療費審査委員会に諮ること。

イ 骨折が関節内に及んでいないものについては、骨折観血的手術の術式ではなく、関節内骨折観血的手術の術式の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

ウ 関節内骨折観血的手術において、内固定材料の使用の有無を確認すること。

エ 内固定材料が使用されていない場合において、当該術式の妥当性が判断できない場合は、当該術式の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

オ 創外固定器加算又は固定器用金属ピン（創外固定器用）を請求しているものについては、当該術式の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

(6) 切断四肢再接合術

診療費審査委員会に諮ること。

(7) 骨折及び関節の傷病により、3年以上継続療養しているもの

診療費審査委員会に諮ること。

3 重点審査の付箋を貼付したレセプトについて、診療費審査委員会に諮るに当たり留意する事項

以下の（１）から（７）の事項に留意の上、当該術式等の妥当性を審査委員会に諮ること。

（１）特定入院料

算定要件に基づく当該特定入院料算定の妥当性

（２）同一手術野に係るもの

手術の通則 14 に基づく複数手術算定の妥当性

（３）全層植皮術、分層植皮術

植皮範囲と真皮欠損用グラフト使用範囲からの当該術式算定の妥当性

（４）腱縫合術

固有指の伸筋腱に対する腱縫合術の難易度（単なる縫合であるか。）

（５）骨折等に係る手術

① 骨折観血的手術

1 傷病部位に対して、髄内釘を複数使用する必要性

② 骨内異物（挿入物）除去術

骨内異物（挿入物）除去の難易度（容易に除去し得るものであるか。）

③ 関節内骨折観血的手術

ア 傷病名が「関節内骨折を除くもの」に、当該術式を算定する妥当性

イ 創外固定器を使用している場合の当該術式の妥当性

（６）切断四肢再接合術

骨の接合、腱・筋肉の縫合、動脈・静脈の吻合、神経縫合又は皮膚縫合に対して、それぞれの術式として算定するのではなく、切断四肢再接合術として算定する妥当性

（７）骨折及び関節の傷病により、３年以上継続療養しているもの

医学的効果等

- 4 上記3に掲げる事項について、診療費審査委員会に諮った結果、当該術式等の妥当性の判断が困難なものについては、審査委員会の指示の下、医療機関に対して、下記の(1)から(7)の事項を確認し、必要に応じて、文書等(例えば、手術記録、症状詳記、X線写真等)の提出を依頼すること。

(1) 特定入院料

被災労働者の傷病等の状態等

(2) 同一手術野に係るもの

① 手術の内容

② 手術を実施した部位

(3) 全層植皮術、分層植皮術

① 植皮した部位及び面積

② 人工真皮を使用した部位及び面積

(4) 腱縫合術

補助切開の有無

(5) 骨折等に係る手術

① 骨折観血的手術

ア 皮膚切開の有無

イ 当該手術の概要

② 骨内異物(挿入物)除去術

骨内異物(挿入物)の材料

③ 関節内骨折観血的手術

ア 骨折線が関節内に及んでいるか

イ 関節内の骨を整復・固定しているか

(6) 切断四肢再接合術

骨の接合、腱又は筋肉の縫合、動脈又は静脈の吻合、神経縫合若しくは皮膚縫合の有無

(7) 骨折及び関節の傷病により、3年以上継続療養しているもの

医学的効果等

5 その他

上記 2 に掲げる事項以外についても、医学的判断を要するものについては、診療費審査委員会の積極的な活用努めること。

地方厚生局等から受けた指導結果等情報への対応状況

(平成25年4月～26年9月末)

○ 指導結果等情報の件数

地方厚生局等からの情報提供件数	2,481 件
うち労災保険指定医療機関分	1,914 件

○ 指導結果等情報の活用状況

労災保険指定医療機関に係る情報提供件数	1,914 件
調査完了件数	1,787 件
診療費回収 ^(※) 発生件数	149 件
診療費回収なし件数	994 件
労災への請求なし	644 件
調査中件数	127 件

○回収決議額 77,944千円

労災診療費に係る会計検査院指摘額の推移

年 度	労働局数		不適正払額	1局当たりの 指摘金額
	対象局数	指摘局数		
平成 16 年度	7局	(7局)	36,471 千円	5,210 千円
平成 17 年度	12局	(11局)	37,897 千円	3,445 千円
平成 18 年度	15局	(15局)	50,296 千円	3,353 千円
平成 19 年度	12局	(11局)	26,985 千円	2,453 千円
平成 20 年度	12局	(11局)	33,677 千円	3,062 千円
平成 21 年度	8局	(8局)	36,335 千円	4,542 千円
平成 22 年度	17局	(11局)	25,121 千円	2,284 千円
平成 23 年度	13局	(9局)	13,709 千円	1,523 千円
平成 24 年度	24局	(9局)	27,389 千円	3,043 千円
平成 25 年度	10局	(5局)	10,369 千円	2,074 千円
平成 26 年度	6局	(3局)	※不当事項として掲記されず	

